

平成22年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成22年6月10日

○出席議員 17人

1番 岩瀬 洋 男 君	2番 中 村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土 屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高 橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八 代 一 雄 君	11番 岩 瀬 義 信 君	12番 寺 尾 重 雄 君
14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

13番 渡 辺 玄 正 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	市 民 課 長 佐 瀬 義 雄 君
介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君	環 境 防 災 課 長 玉 田 忠 一 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 関 修 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 中 村 雅 明 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君 議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成22年6月10日（木） 午前10時00分開議

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（板橋 甫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔4番 土屋 元君登壇〕

○4番（土屋 元君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従い、1回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、私、今回、2つの大きな題を用意しまして、1つは次期勝浦市総合計画についてであります。2つ目は、行政改革2005についてであります。以上、2つの項目につきまして質問させていただきます。

それでは、早速ですが、1番としまして、計画策定状況についてお尋ねいたします。①といたしまして、策定スケジュールによれば、次期勝浦市総合計画につきましては、基礎調査を本年2月末に終了して、基本構想の素案の作成も本年3月末に終了して、4月からは基本構想の検討期間に入ってくる予定と聞いております。

なぜか、パブリックコメントの開始時期の延期が、市民あての回覧板で案内がありました。また、総合開発審議会の審議予定がおくれているように思われますが、どのような理由なのかを、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

次に、②といたしまして、そういったスケジュールのおくれが、当初考えられました今後のスケジュールへの影響が非常にあると予想されますので、現時点ではどのように考えておられるのか、ぜひお聞きいたしたいと思います。

次に、2点目として、今回の次期総合計画の策定につきましては、市民参画手法についてお聞きしたい。まず1点目ですが、今回、次期勝浦市総合計画策定方針について、大きな基本的視点として、次のことが上げられております。

まず1点目は、現状を把握した上での計画づくりを進めます。

2点目は、市民と市の協働による計画づくりを掲げ、市民参加手続をできる限り取り入れることにより、市民と市の協働による計画づくりを進めますとあります。

既にこの具体策としては、昨年から市民アンケートの実施、都市住民からのウェブアンケートの実施、各種団体とのヒアリングの実施、市民ワークショップなどの実施をされております

が、これらの手法以外に市長のまちづくりキーワード、市民こそ主人公、市民が主人公を本当に発揮するという意味では、次期基本構想素案の題材として、私が言いたいのは、勝浦市には7つの小学校区がございます。これを地域単位として、できれば地域懇談会、(仮称)地域まちづくり検討委員会などを立ち上げて、開催することができるとすれば、現総合計画の検証や総括と、次期まちづくり目標や地域別の課題の把握や地域別計画の反映など、これからの協働時代に沿う事業として、市民と市がこれからの新しい時代に目標を共有して、信頼関係を構築しながら、魅力あるまちづくりを進めることのできる新勝浦市の総合計画の策定を目指しますと、策定指針にまさに合致して、ぜひとも実施すべきだと思いますが、この私の提案についてご見解をお聞きいたしたいと思います。

次に、2点目で、各種団体とのヒアリングをされましたということをお聞きしておりますが、そのヒアリング結果についてはどのような内容であったのか、ぜひお聞きしたいとともに、そのヒアリングの結果、ホームページ、あるいはロビーでの閲覧等によって市民に公表するお考えはないかをお聞きしたいと思います。

次に、行政改革2005についてお尋ねいたします。この行政改革2005は、本年度、平成22年度が最終目標年次になっています。その中から、たくさんある中で4つだけお聞きしたいと思います。

まず1点目は、行政評価制度の導入についてであります。この導入につきましては、①で本格導入についての現状と今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、2点目で、行政評価制度の導入に伴い、市民に情報公開が必要だと思います。それについての見解をお聞きいたしたいと思います。

次に、2番目として、職員提案制度の活用についてであります。私も含めて、同僚議員もこの提案制度の活用については、いろいろ質疑、あるいは質問されております。そこで、まず1点目として、平成18年度からの提案実績と活用内容実績を、ぜひお聞きいたしたいと思います。

次に、2番目としまして、職員提案制度の趣旨からして、職員の意識の向上や多彩な発想が採用できるなど、非常に有意義な制度で、定着化が求められていると思いますが、今後はどのように活用しようとしているのか、ぜひお聞きしたいと思います。

3点目の1係1改善の推進についてお尋ねいたします。平成18年度より事務のマンネリ化を防ぎ、効率的な行政の推進を図る目的にてスタートした取り組みにつきまして、主な取り組み実績と今後についてどのように考えるのか、ぜひご見解をお聞きしたいと思います。

次に、4点目の質問としまして、遊休財産の処分及び有効活用についてお尋ねいたします。

①として、平成21年度の売却目標は4,400万円、この実績と、平成22年度、今年度の売却目標、5,000万円の達成策について、現在どのようになって、またどのように考えているのかを、ぜひお聞きしたいと思います。

次に、②としまして、遊休財産の処分や有効活用については、今後、本市だけで考え、行動するだけでなく、近隣の市町との連携協議や連携した販促活動、PR活動が非常に有効となり、そのような呼びかけが必要だと思いますが、勝浦市長が言い出しっぺになって、その呼びかけをぜひやっていただきたい。そして、遊休財産の処分や有効活用について、真剣に地元の発展のためにご尽力いただきたいということで、ぜひ見解をお聞きいたしたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの土屋 元議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、次期勝浦市総合計画策定状況についてであります。パブリックコメントの開始時期の延期や総合開発審議会の審議予定については、過日の総合開発審議会で示したスケジュールと比較すると、2カ月ほど相違しております。

理由として、千葉県総合計画が4月初旬に公表されたことによる基本構想素案との整合性、また基本構想素案における本市の課題認識等不十分による再検討指示によるものであります。

次に、今後のスケジュールへの影響ですが、本年9月議会に基本構想案の上程を予定しているところであり、したがって、パブリックコメントを考慮すると、総合開発審議会の審議スケジュールを見直し、ご審議をお願いすることになると考えます。

市民参加手法について、まず地域懇談会等の開催であります。これを否定するものではありませんが、過日の議会でも答弁したように、地域懇談会を行わずとも、市政の衰退につながるものとは考えておりません。

次に、各種団体とのヒアリングの内容及び公表について、ヒアリング項目は、現状、課題、地域活性化に向けた最新の動向等で、課題としてはイベント開催等における市内事業者への経済波及効果、駐車場の整備、農業の後継者難、購買需要の市外流出、人口減少、少子高齢化が主なものであり、市への要望としては、高齢者が安心して暮らせるようなまちづくり、市補助金の検討、公共交通インフラの運用拡充、市からの情報発信などが主なものであります。

また、この公表ですが、要約したものについての公表は考えてまいります。

行政改革2005について、まず行政評価制度の導入についてお答えいたします。

本格導入についての現状と今後の取り組みについては、試行実施後、本格導入に至っていない状況にありますが、行政評価の必要性については認識しておりますので、試行実施時の問題点等を踏まえ、本格実施に向け、取り組んでまいりたいと考えます。

次に、市民への情報公開については、公表を前提として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員提案制度の活用について申し上げます。

1点目の平成18年度からの提案実績と活用実績についてであります。電子メールによる提案やテーマを設定して提案を募る方法など、提案方法を一部拡充して行ってまいりましたが、平成18年度から6件の提案があり、このうち迷惑メール撃退対策、庁内のごみ排出量減量化、あるいは園庭等の芝生化などが実際の活用につながっております。

2点目の今後の活用についてであります。本制度は職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚を図るとともに、業務の改善や能率向上を図る上で有効な手段の一つと考えますので、引き続き活用を図っていく考えであります。

次に、1係1改善の推進についてであります。本制度は事務のマンネリ化を防ぎ、効率的な行政の推進を図るため、平成18年度よりスタートし、当初は60項目にわたる目標を設定して、改善に努めてきております。

主な取り組み実績につきましては、デジタルカメラの使用推進、電子カルテシステムの導入、ごみ分別収集カレンダーの改善、あるいはフレックスタイムによる窓口業務の延長など、多く

の分野・項目で事務の効率化を図ってまいりました。

本制度につきましては、各課の事務処理について、必要性・重要性、また効果・効率等の観点から、無理と無駄の総点検を行うことで、市民サービスの向上や財政的效果につながりますので、引き続き活用を図っていく考えであります。

次に、遊休財産の処分及び有効活用についてであります。1点目の平成21年度売却目標4,400万円に対する実績につきましては、平成21年度の未利用普通財産の売却総額は469万1,574円であります。

次に、平成22年度の売却目標5,000万円の達成策であります。貸宅地の管理及び使用条例に基づき、土地賃貸借契約を締結している相手方に対しては、毎年度売却予定価格を示し、購入の意思を確認し、その売却に努めておりますが、平成22年度の売却目標5,000万円につきましては、寄附を受けた浜行川地先のゴルフ場開発予定地の売却を主に目標としたものであり、景気の低迷等により土地取引が極めて低調な状況にありますので、目標の達成は困難であると考えます。

2点目の遊休財産の処分及び有効活用について、近隣市町との連携協議や連携した販売促進活動についての考えであります。財政上の観点から基本的に普通財産の売却は必要ですが、貴重な市民の財産でありますので、公共用地として今後の利活用の可能性はないのか、売却先の使用目的や使用形態における公益性の有無、あるいは反社会的な使用のおそれがないか、価格が適正であるのか等、売却する場合は個々具体的な売却条件の検証・検討を踏まえた上で決定する必要があると考えます。

したがって、近隣市町との連携協議につきましては、具体的な事案が発生し、近隣市町との連携が必要と認めた場合は、近隣市町と協議したいと考えます。

以上で土屋議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありません。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 1回目の質問に対して、答弁、ありがとうございました。それでは、順次、再質問を行わせていただきます。まず、次期勝浦市総合計画についてお尋ねしました策定のスケジュールがなぜおけているのかということについて、千葉県の基本計画の発表が4月初旬におくれたというのが主な内容と聞いております。それに連動して、一部いろんな調査について不十分があったということで、再調査を指示をしたということが主な内容だということですが、全国、同じ時期に策定が進んでおります。全国でも次期総合計画が8年のところもあれば、10年もある、12年もあると。そういう中で、もちろんそれぞれの県の基本計画を踏まえて、当然、進んでいると思うのですが、私自身、まだよく理解ができないのは、確かに千葉県の基本計画に影響される面があると思います。しかし、県の中のほとんどの市が平成21年度から本格的に立ち上げて、基本構想さえ終わって、中には地域別計画まで、今年の2月までにまとめて発表されています。そういう市は早目に将来の県のビジョン、計画というものを受けて、用意できた。県の経理問題でおくれたから、基本計画が全然進まなかったよということであろうかなというものがあります。

そこで、それだけかなということで非常に疑問なのです。基本計画だって、今、民主党政権になったから、もちろん国のそういった大きな基本計画もわからないという中で、県もおくれていますが、千葉県だけが非常におくれて、あとの県は進んでいる。それぞれの市が準備さ

れているという事例がたくさんあるわけです。それだけではなくて、内なる、勝浦市独自の理由もあるのではないかなと思うわけです。

というのは、私が平成20年12月議会の一般質問で、次期総合計画の策定計画については、十分なる人的計画を立てて、業務も膨大になることが予想されますので、人的配置を厚くして、プロジェクトチームの編成など、特命事項を負わせるのに準備してほしいと、そういうことで質疑しましたところ、その当時、第4次実施計画の策定を優先させているところであり、こちらにはなかなか手がつけられない状況ではありますが、検討していきたい。引き続き、杉本副市長の答弁では、財政的な余裕などがあれば、専門的な職員の配置、あるいは職員を増やしてやることも必要かと思えますけど云々と、ただ、自治体としましては、一部民間委託、現状の職員の中で努力していくというふうな考えでございますという答弁をされております。

でも、私は、準備期間については、県の基本計画がどうであろうと、勝浦の10年間の現計画を総括する、検証する、調査するというのは、準備が大事だと思うので、何とかマンパワーを集中して、その当時は10年計画と思いましたが、やるべきじゃないかという見解をお聞きしたわけですが、基本的にそういったことの中で、私の指摘は間違いであって、憂いであったということであるのかどうかを、杉本副市長、私の平成20年度の指摘に対して、現在の市長の答弁が、内部の職員の不足だとか、そういうものは全くないということで、100%県の責任であると考えておられるのかどうか、まずお尋ねいたしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） お答えいたします。策定スケジュールのおくれということでございますけども、この経緯につきましては、今回の策定に当たりまして、過日の第1回の総合開発審議会に、担当課から資料の中で今後の総合開発スケジュールの予定を出してあると思います。その中でのおくれについてのご質問だと思いますけれども、確かにその資料によりますと、4月、5月、あるいは6月、毎月1回の予定になっておりました。先ほど市長からも答弁いたしましたとおり、具体的なおくれの理由につきましては、この策定に当たりまして、当然ながら庁議を開催しております。現在まで2回、庁議を開催しております、3回目につきまして今月中にもう一回やるというところで、まだ庁議は継続中でございます。

そのようなことで、担当課のほうで第1回目の総合開発審議会の資料作成のときには、私も執行部がそんなことを言っただけですけども、庁議のほうもそんなに時間がかからないだろうという前提でのスケジュールであったと伺っております。

いずれにいたしましても、庁議でまだ結論も出ておりませんので、非常に申しわけございませんけども、当然、今後、スケジュールの見直しをして、また総合開発審議会に諮って、最終予定が9月の議会に構想を提案する予定でございますので、それに支障のないように、今後、積極的に事務を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 私が質問したのは、千葉県の基本計画の発表が4月にずれ込んだと。だから、その準備も含めておくれたというのが、先ほどの市長の答弁だったと思うのですが、私はその前の段階の4年前にいろんな準備を十分するために、人を集中してやらなければ、いろんなおくれになりますよと。庁議もその一環ではないですかと。庁議が行えないというのは、資料が十分ではないからだとは私は思うんですね。だから、そういったことの中で、マンパワーの不足、

職員のパワーというか、それが圧倒的に不足しちゃったから庁議もおくれているし、あらゆるものがおくれぎみになったのではないかとということで、質問させていただきました。

そこで、総合開発審議会のことですが、その準備が十分できていないということを指摘したのは、今回、総合開発審議会の委員の委嘱状の交付日付は、平成21年、昨年6月1日付です。企画課長、間違いないですか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、平成21年6月1日付でございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） それでは、検証の意味で伺いますが、勝浦市総合開発審議会の第1回が開催された日付はいつですか。企画課長。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。平成22年1月29日でございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 委嘱状の交付から約7カ月も開催されなかった理由は、なぜでしょうか。企画課長。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。この期間に関しましては、市民アンケート、各種団体とのヒアリング等、調査期間であったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 平成22年度を最終目標とする現行総合計画は、平成11年6月1日に委嘱されました。その第1回目が1カ月後の8月7日に実施されているのです。約2カ月後です。そのときにも同じように市民アンケート、観光アンケートをやっています。10年前のその話は、2カ月後の8月7日に正副会長互選、策定方針のスケジュールの説明などが委員に説明されているんです。当然、市民アンケートもやっています。もっと大変だったのは、後で言おうと思っていましたが、市長の公約の実現で、地域懇談会も開かれています。そういうこともやっていて、今の企画課長は、そういう形で調査云々、分析、それに忙殺されたと。1回目で質問しました職員の忙殺、マンパワーの不足ではありませんか。

それで、さっき言いましたが、市民向けには回覧板で5月17日付で延期しますとしましたが、総合開発審議会委員にはお知らせがあったのですか。会長のうっかりミスですか、事務局のうっかりミスですか、どちらですか、企画課長、教えてください。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。この件に関しましては、担当課長でございます私の配慮が足らなかったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 入り口でちょっとつまづいたというか、質問の時間を使っても、初めてのケースなので、どれぐらいの時間割ができるかわかりませんので、この辺にしますが、現計画をつくるときでさえも、市民アンケート、観光アンケート、市長肝入りの地域懇談会を開いて、量が多いんだから、まさに職員が忙殺されたと思いますよ。そういう中での前回の市民を巻き

込み、市民の意見を聞きたい。市長の公約で市民こそ主人公、市民が主人公と言うから、そういう中で職員も一生懸命取り組んだし、調査、分析だって、当然、適切に処理したと思うから、現計画があるわけです。それに対して、今回は余りにも違い過ぎる。職員の能力とか情熱だけではなくて、全体の数、あるいはそれだけ集中してやるべきことをやってないで、千葉県の発表がずれ込んだみたいな責任転嫁的な発想されていることがあると。これは真剣さが足りないと思うのです。

2年前の私の一般質問でも、そういう形で心配していた。議員の質問に対して、真摯に受けとめてくれていない。結果的に、100%、千葉県の責任であると言っていけば違いますよ。私は森田知事に文句を言います。よその県ではということ言えますが、そういうことを言われていませんから、庁議のおくれとか何とかということでありましたから、これは勝浦市に対する藤平市長の将来に対する真剣さの欠如と、きつい言葉ですが、私の認識であります。

昨年の3月の定例議会の答弁で、さらに1年前の3月議会の答弁でも、同僚議員が、今後どのような施策を講じて、将来の勝浦市をどのような姿にしていくことが必要と考えておられますかと、市長に質問されました。その答弁で、20年、30年先をどう考えているか。私がそれまでできる自信があれば、申し上げる必要もあろうかと思いましたがと答弁されています。

これは20年後、30年後やるということと言われたと思いますが、しかし、だれが市長をやろうとも、その精神の礎、市民を幸せにするという精神の礎は、現市長が残して、レールを敷いていく、こういうレールでいいんじゃないか、あるいは、こういうレールもあるんじゃないかという姿を同僚議員はただしたと思います。

その答弁を聞いて、この2年前のトップの姿勢が次期総合計画に対する庁内の雰囲気になり、職員が何となく、そんなわからないと。市長が今から12年前に戻ったような感じで発言して、やるぞ、将来の勝浦のためにいろんな声を聞き、いろんな調査をしてやるぞということで充滿して、一生懸命、命をかけてやりますという答弁があつたら、庁内の雰囲気も、職員の雰囲気も変わったと思います。だから、総合開発審議会は、ただ単に後で決まったら意見をもらってやればいいのだということがあるのではないかと。真剣さが足らなかったのではないかと。ことを強く言いたいわけであります。

それでは、次の質問に入りますが、先ほど策定スケジュールの影響については答弁がございました。スケジュールを見直しして実施していきたいというふうにあります。私の質問の中のマンパワーの不足に対して、担当企画課長としては、私のミスでありますということではなくて、客観的に職員、企画課の内情を含めて、当然、分析されておりますので、おくれを取り戻すためには、市長に言って、マンパワーを投入して、よその課から応援してくださいということが必要だと思いますが、それに対して企画課長はどのように考えますか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。次期総合計画の策定に当たりましては、この議会でもご審議をいただきまして、一部、株式会社ちばぎん総合研究所のほうに支援を仰いでおる状況でございます。したがって、引き続きその支援のもと、現有の職員でこの策定に当たってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 次に、杉本副市長の見解をお聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） お答えいたします。この計画について、議員からマンパワーの不足ではないかということでございますけれども、不足は絶対ないということは言い切れませんけれども、経緯を申し上げますと、現行の長期計画につきましても平成12年に作成しました。細かくなりますけれども、そのときも担当課の人員には変わりはありませんし、先ほど企画課長から答弁ございましたけれども、当時も一部事務につきまして委託をお願いしたということでやってきております。今回も人員には増減はございません。

内容的には、実は平成21年度に企画課1名増員してございます。今回の事務につきましても一部、事務委託をしてございますので、先ほど企画課長から答弁あったとおり、私はマンパワーの不足が、現時点のスケジュールのおくれの要因とは考えておりません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） その辺について、私の見解と違うことはやむを得ないことだと思いますが、結果がすべてなのです。市民だってパブリックコメント、一部修正が発生しました。千葉県の発表だなんて書いてないでしょう。企画課長、ホームページに書いてありますか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。そこまで内容については、踏み込んだ記載はいたしておりませんでした。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 市民に対して不親切じゃありませんか。理由がわからなくておくれましたと書いてありました。修正が起きました。それは当然、千葉県のそういうものの発表でと、理由を書かなくちゃいけない。庁議がおくれています。皆さん方によりよく判断してもらいたいために、十分なる資料づくりのために、もう少しお時間をいただきたいという市民の心を持った紙面づくり、ハートがあれば、そういう紙面づくりに行くのです。行かないということで、これについては企画課長、十分反省して、ただ単に修正していますからおくれます、また後日発表しますということではなくて、市民がなぜだろうということに対して、これだったらわかるね、そうか、私たちのことをあれして、十分おくらせて意見をもらいたいんだねというような形で工面すべきだと思いますが、それについての見解をお願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 今後は、ご指摘を踏まえまして、対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） それでは、次の大きな質問に行きます。市民参画手法であります。先ほど地域懇談会を各7小学校区でされたらどうですかというお話ししましたら、市長からは否定されました。そのようなことを開かなくても、市政の衰退にはつながっていないというようなところが大きな理由だそうです。

そこでお聞きしたいのは、地域懇談会の意義と重要性については、市民が主人公を標榜される市長は十二分にご承知されていると理解しておったのですが、今のお答えでちょっと内容が変わりました。私も考え方が変わりましたが、この市民参画手法の選定、策定方針で、どれを入れようかと、方法。これはどのような会議体を開かれて、どのようなメンバーで構成されて、

その取捨選択が議論され、決定されたものかについて、お聞きします。これは担当の企画課長にまずお答えいただきたい。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。この件に関しましては、会議等開催し、決定したという経緯はございません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 会議をもって決定しないで、だれが決定したのですか、企画課長。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。この計画策定に当たりましては、事前に勝浦市総合計画策定要綱というものを定めております。この要綱の策定に当たりまして、先ほどからご質問いただいております市民参加ということで、総合開発審議会、また市民提案の会議、市民の意向調査、また市民意見公募、いわゆるパブリックコメント、これらを主に行うということで決済を回しまして、それによって了承されたものと、私は理解いたしております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 策定要綱を定めて、現総合計画をうたってあって、それに基づいて、市長に決済をもらったと。藤平市長が決済を決めたんじゃないですか。違いますか、企画課長。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 要綱の策定に当たっての決済は当然にいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、了承をいただいたということには相違はございません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） よく藤平市長が言っています。今、時代が激しく動いている。政権もかわった。市民のニーズだとか、価値観も変わったと、十何年前からずっと議会があるたびに言っている。それで、策定要綱に市民の意向調査についてその手法がうたってあるから、それだけですということと判断されていますが、他の市町村が市民協働時代に向けて、いろんなアイテムを増やしていますよね。増やしていることについて、だれも疑問もない、今から12年前に考えられたその策定要綱に基づいて出したから、別に問題ありませんみたいな答弁がありましたけど、市長がふだん言っている時代の変化、時代の要望、市民の要望、市民のニーズの変化、あらゆるものが非常なところ変わって、激しい時代だと言われている割には、市民参画手法については、12年前の策定要綱を使うというのは、言ってることとやっていることが非常に矛盾していると思うんですね。それについて、大事な役目されているアシストの杉本副市長、どういうふうにお考えですか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） お答えいたします。手続の中で地域懇談会云々ということだと思いますけれども、これは第1回目の市長答弁でも、この辺についての趣旨の答弁はしてございます。したがって、そのような判断のもとで、先ほど担当課長から事務手続の決済の話もございました。そのような市長の判断で、この市政懇談会については実施しないという結論というふうに認識いたしております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 杉本副市長にお聞きしたのは、企画課長が総合計画の市民参画手法については、総合計画の中で策定計画が既にうたわれていると。だから、そういうことに対して、杓子定規に激しい時代変化に伴い、その手法だけで市民参画だということで上げて、決済もらったと。それに対しては、いや、そうじゃないだろうと。時代がこんな変わっている、新しい手法をいろいろ勉強して、もっとあらゆる手を、できる限りと基本姿勢で入れているんだから、12年前につくった策定要綱だったら、できる限りと今回の基本姿勢についてうたってあるけど、できる限りというのは、それを踏まえてさらに増やすことが、できる限り市民の意見を入れたということじゃないんでしょうかね。それを副市長としての立場で、客観的にアドバイスなりして、うまく担当課と市長との間に入って導いてもらいたかったなと思うので、そういう形の中での今回の策定方針で、できる限りという言葉はどういうことを言うのかよくわかりませんが、それについて杉本副市長にお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 今回の構想の策定につきましては、先ほども触れましたが、第1回の総合開発審議会の中で策定のスケジュールから、いろいろな方針等につきましてお示ししてございます。それに沿って今後は進めてまいることになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） ここで藤平市長に、ご記憶を呼び覚ましていただきまして、ぜひお聞きしたいというのは、平成11年7月から8月9日にかけて実施されました市民懇談会、各地集会所等の参加者は1,214名の参加を得て実施されたと記録されております。そこで、市長はなぜこの事業を行おうとしたのか、当時の思いと行ったときのご感想をぜひお聞かせ願えればと思います。お願いいたします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私がそれを実施いたしましたのは、私の前に山口市政というものがございました。40年間続いた市政の中で、私の判断で、明らかに市の中の閉塞感が非常に強くなっていた。人事の面においても、そういう気配がうかがわれるように私は思いました。したがって、それを打破するには、一般の市民の方々と実際に過去の40年を踏まえて、これからの私の参考にしてみたい、そういう観点で実施したわけです。

それと、私は過去の議会でお答えしたことがあると思えます。議員はどなたか忘れちゃけれども、勝浦市の市民の信託を得、また負託を得ている議員がいらっしゃる。そして、市における市政協力員も40数名おります。そういう方々の意見というものは、あくまでも市民懇談会が必要なのか。私は、市民から負託された意見というものは、市民の声であるというふうに理解しておりますし、市政協力員の市に対する要望は、地域住民の要望でもあるというふうに考えております。したがって、私はその都度その都度の市民懇談会は開かなくても、市政運営には支障を来さない、そういう判断です。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 当時の懇談会の企画趣旨は、山口市政の40年間を、そして市民の中の閉塞感、人事の面でもあった。そういう形の中で、打破するために藤平市政の参考にされたと言われました。懇談会をやったことによって閉塞感を破ることにつながったと感じられたかどうか、そのお考えを聞きたいのですが、今現在のお考えではなくて、平成11年にやって、平成12年ぐら

いのものについて、その当時の思いと、実際にその思いがやってよかったという中で感じられたのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 秀吉の一夜城の問題とは質的に違うので、やったから、すぐ変わるということとは期待できないわけで、私はそういうスタートを切って、それを基調にして市政に携わってきた。それによって市民の方々の気持ちが非常にオープンになる。そして、市に対する意見も、我々に直接聞かせていただけるような状況になりました。現在においては、いろいろな団体において、自発的に事業、こういう事業がいいのではないか、さらに向上する姿勢が芽生えてきたということで、私は決して無駄なものではなかったと考えます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） やってよかったということで理解させてもらってよろしいと思うのですが、この12年間、1回で、あとずうっとされてないですね。その理由としては、議員がいる、市政協力員が市民ニーズをもってやっているということですが、そこまでの必要はないと。それで市政の衰退はないという答えだったと思いますが、直接やったときに市民の気持ちがオープンになったとか、市民から市のほうに直接意見を言っていたけるような状況になったと、それが一番大きな効果。というのは、議員は間接手法で伝えます。市政協力員も間接手法で伝えると。でも、市長がやった行為は、市民直接、ひざとひざ、顔と顔、その効果。市民もオープンで意見を言える。それについて意義があったのではないかと。それが市の閉塞感を打破する、藤平市政の大きなきっかけになったという答弁だったと思います。

でも、その1回切りで、あと10何年間、先ほど言いましたように、議員と市政協力員がいるからやらなくてもいいんだよということでは、どうも納得できないのですが、これについて積極的に開催を企画提案されたことが、反面、住民自治意識や、住民自治の仕組みづくりの充実のための機会の創出の場にはなり得なかったということではないでしょうか。市民に直接対話を求めていく地域懇談会というものは、地域の住民自治意識の高揚だとか、住民自治の仕組みづくりのためのステップとして、そういう機会も奪ってしまったのではないかと思います。杉本副市長はどのように考えておられますでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ご質問につきましては、先ほど市長から市長の考えが答弁されてございます。私もそういう認識でおります。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） そういう形のお話の中で、堂々巡りしていてもしょうがありませんので、先に進ませていただきます。

これは昨年の平成21年3月定例議会の一般質問で、同僚議員が自治基本条例の制定について尋ねました。そのときの答弁は、前後少しカットしますが、市長答弁で自治基本条例というのは自治体の憲法とも言われていますと。これからの地方分権の時代を迎えて、住民自治の充実が必要不可欠であり、今後、十分調査、研究し、慎重に検討してまいりたいと答弁されています。その際に、同僚議員は、このように質問されています。思いは同じなのですが、市長は就任以来、市民が主人公、そういうことを基本計画に掲げて、事あるごとにおっしゃられておりますけれども、もしそうであれば、この10年間の在任中、当然、このような自治基本条例的な

ものを制定してもよかったと思わざるを得ません。どうして制定を考えなかったのか。今後、想定される合併問題や次期総合計画の策定、そういう重要課題について検討していく段階で市民参加を重視するのであれば、それを含めた基本ルールを早急に定めておくことが必要ではないかと市長に見解をただしたところ、その基本条例の必要性について、六、七年前に茅野市を参考に勉強させてもらいました。そのときの市長の感じは、素地をつくらなければならないということで、住民自治をまず住民が理解する必要もあるし、もっとそういうものに時間をかけていかなければいけないと答弁されています。私はつくらないより、つくったほうがいいと考えます。それはどんな市長になっても、一つの枠といいますか、足かせができる。独走、あるいは独占を許さないということが必要だと思えます。こういうふうに答弁されておられるのですが、それで間違いがございませんでしょうか、藤平市長。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） それについては、地方自治についての必要性というものは、いわゆる地方自治は民主主義の学校であるということも言っていると思います。それを無視して市の運営はできないのであって、したがって、我々がやる上では、手法のいろいろな相違はあっても、基本的に住民福祉の向上につながる、それを衰退させるようなことがあってはならないという考えであります。したがって、現在、その手法が議員のおっしゃるような手法ではないにしても、私の現在の手法において、住民福祉の逆戻りということはないと考えております。それと同時に地方の基本条例というものは、これから先、必要であると考えております。

私も昨日、全国の市長会に参りましたけれども、そのときもまだ、全国市長会においても地方自治の確立が民主主義の基本であるし、国の政策においても地方自治が確立していけば、あるいは、地方分権が確立していけば、やがて国自体の民主主義は到来するという下からの要求、要望というものは、これからも大事だということであります。

したがって、私はその基本条例というものは、今後、必要なことであるし、研究対象として残しておいても、地域にとっては必要で、考えなければならない問題であると考えております。

○議長（板橋 甫君） 午前11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） それでは、引き続き再質問いたします。再質問する前に、先ほど市長答弁の中で、地域懇談会を平成11年に開いたときに、山口市長の40年間云々という話が出ましたが、山口市長は40年間も市政を担当されていたのか、10期もやったのかなと思いますけど、その辺についてはご確認をと思いました。そういうことも、私が間違っているのか、市長が答弁を間違えたのか、後で結構ですから。

早速ですが、引き続き聞きたいと思います。今回、提案しました地域懇談会をやらない理由を、先ほどから議員だとか市政協力員の人たちの声を聞いていると。だから、市政の衰退につながっていないという判断をされていますが、ご自分でも平成11年のときの思いを、閉塞感を打破する、市民と直接触れ合うことで、生の声をお聞きして対話することによって、市政の反

映の糧にしたいと、そのように答弁されておりましたので、藤平市長の政治の原点はまさにそこにあるということで、市民の絶大なる信頼はそこが中心にあるのだということをお忘れになられているんじゃないかなと思います。

そこで、市政協力員の声ということで総務課長にお尋ねいたしますが、市政協力員の方々と意見交換の場の設定は、年間、どのように用意されているのでしょうか。

○議長（板橋 甫君） 岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。市政協力員との意見交換についてのご質問でございますが、現在、市内45からなる市政協力員をもちまして、勝浦市市政協力員連絡協議会が構成されております。この協議会の事業につきましては、市に対する請願、あるいは陳情等に関することが位置づけられているところでございます。このことから、市では年に1回、構成員であるすべての市政協力員と市の執行部との市政懇談会を開催し、意見交換をさせていただいております。

この中では、各地区からご質問、ご要望が提出されまして、ご協議させていただいているわけですが、人数的にも、また時間等の制約もございます関係から、市政協力員の皆様には懇談会の場だけに限らず、年間を通じて、随時、関係部署とのご相談をいただくようお願いしているところでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 公式には年1回開かれています。しかし、数も多いし、時間的な制約で、なかなかすべての市政協力員が、要望、請願というのはその場ではできないし、意見交換もなかなかできないと理解してよろしいと思うのですが、私の耳にも市政協力員を経験された方で、年1回で45区の市政協力員を集めるのは無茶だよと。勝浦地区だとか、松野地区、上野地区、興津地区などの単位でやっていただいて、それが全市ではなくて、地域の共通の課題だとか問題というものも、当然、共有した中で開かれたらどうかなという声も聞いておりますが、そういった現市政協力員ではなくて、例えば、過去に市政協力員をやった方に、今後、どのような設定がいいですかということを含めてアンケートをとられたり、あるいは、それについてのご意見、ご不満を総務課長がお聞きしているか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（板橋 甫君） 岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。地域単位での意見交換についてでございますが、市政懇談会の運営に当たりましては貴重な機会と考えております。このことから、個別の区を越えた地域ごとの問題点、あるいは優先度等をご検討していただく中で、効果的に進められるよう努めております。しかしながら、すべてのご要望にこたえるのは難しい面もあります。こういう中で、例えばテーマを設定して、地域単位での懇談の機会をと、このようなご要望も一部からいただいております。

市政協力員につきましては、市行政の円滑な運営を目的としておりまして、地域住民との建設的な意見の連絡等も担っていただいているところでございますので、担当部署、あるいは日程等の調整がかなうならば、対応させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 今の総務課長の答弁で、個別の地区から要望があれば、それは所管の課と相談しながら努力していきたいというお話が出たと理解してよろしいと思うのですが、要望があ

るということに対して、実際、私は墨名区に住んでいますから、地域の中でそういう懇談会を開いたことはありますが、墨名区ではなくて、ほかの地区ではそういうことが用意されたと。直近で、この一、二年で結構ですから、開かれたかどうか、総務課長、教えてください。

○議長（板橋 甫君） 岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。最近の地域別の懇談というご質問でございますが、平成20年度に1地区、中谷区だったと思いますが、事例がございます。その以前につきましては、行政の説明機会等々で開催した事例がございますが、最近の事例で申し上げますと、先ほどのとおりでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） どちらにしても、市政協力員との話し合いと、その地域を構成する住民との話し合いの場づくりは、全然違うということなのです。市長が言う、市民一人ひとりが主人公ということ、市民が輝くまちづくりということで掲げられたわけですから、区の運営の仕方は区によって違うし、区民の要望や陳情の集め方、あるいは、そういったことに対して区に出すやり方は、その区を取り仕切る役員の皆さんの方の情熱と工夫で違います。これは普遍的なものではありません。だから、それについて云々ではなくて、最低でも同じ地域でまとめて、定期的に設定すれば、その地域で構成されている市政協力員の皆さんが準備されますよね。ということが大事だなというのと、そうじゃなくて、一人ひとりに意見をもらいたという地域懇談会、住民懇談会は意味合いが違う。藤平市長が市政を始めた、市民こそ主人公、市民が主人公の大きなキーワードからいけば、一人ひとりの隅々まで照らす、声を聞くということが藤平市長の政治姿勢かなというふうに理解しておたものですから、そういうものと現実が乖離し過ぎていると言わざるを得ないということで、ちょっとがっかりしています。ですから、この平成23年度からスタートする向こう12年間の中で、今から10年前に戻って、地域懇談会を藤平市長の政治の原点として、大変でしょうけど、提案して、市政協力員の皆さん方に協力してもらうということが必要だということで、しつこく主張させていただいているのです。

特に私がこの策定作業にぜひとも入れてもらいたいというもう一つの根拠は、今年の3月の定例議会で、同僚議員から人口が減って、景気の低迷が続き、流通形態も大きく変化している中で、新たな手法で新たな試みを行わないと、将来への展望が開けないと、こういうふうな、本当に憂いた質問と考え方が発表されました。

今まさに、勝浦市の方角を決める総合計画策定の時であります。地域振興計画づくりは、各地区の皆さんが、我々の地域はどうあったらよいかを考え、過疎と戦うために、その地域ごとに行動計画を立てることである、ここまで断言されました。長くなつてはいけないのですが、そういうことを力説して、同僚議員はこの各地区の振興計画づくりについて、総合計画でどう位置づけしていくかという問いに対して、市長からは、各地域の振興計画は次期総合計画の中で地域振興策について考えてまいりたいと答弁されております。質問者の意図を斟酌、相手の事情、地域の事情の中での発言もありましたが、心情を酌み取ると、こうも解釈できるのでしょうか。

目標を共有するということは、市の総合的な目標と、それぞれ地域別目標の2つがあります。信頼関係を構築しながらというのは、住民と対話を重ねて信頼関係を構築していくことではないのでしょうか。次期総合計画策定の中で、その地域の住民と話し合いを重ねながら、協働でつ

くっていきたいと。

そういうふうな形で、同僚議員の意見があったという形で私は解釈しておりますが、これについては見解も違いますが、その中で同僚議員は、モデル事業のようにどこかの地域を選択して、地域振興計画をつくってみたいということで、私は私なりに探しました。小田原市がまさにそういうふうなモデルケースをやっておりました。その中で、小田原市の新総合計画策定プロセスにおける市民総合参画手法については、事前に企画課長に資料もお渡ししました。この小田原市の取り組み事例につきまして、企画課長はどのように評価されているのかどうか、お聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（板橋 甫君） 関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。内容につきましては、私も十分認識しておりませんので、明確なお答えはできかねるところであります。研究するに値する一つの事例であるということにつきましては、認識をいたしております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 時間もあと30分少々になってきましたので、ここは大事なことですけど、研究に値するという中でお答えがあったと思いますが、今年の3月議会で提言して、未来に対して本当に心配する一般質問されているわけですね。私さえも真剣に探して、市民参画はこの手法がいいな。地域別の計画をつくって、地域の人たちのあらゆる層が低コストの地域経営について、例えば、これだけのものを25の地区別計画の中の一つでこんなにページがあって、真剣に討議されていまして、1つの地区が幾つかの連合会をつくっていますから、PTAがあったり、防災リーダーがいたり、農業、消費者、あらゆる人たちがまざり合って、この人たちは手弁当です。そういう形の中でつくられて、その地域の特性、ビジョン、いいところ、悪いところ、このまちをどうしていきたいかという中で、地域行政ではないけど、そういう行政経営みたいなことをやられていると。だから、こういうことを十分研究して、地域と協働ということであれば、訴えていなければ進めないと思うんですね。私はマンパワーの不足と言うのですけど、そういうことを十分に検討する。いろんなところで、いろんなまちの中で、将来に低コストで市民協働を図ってやっていこうとしたときには、あらゆる角度で情熱を持ってやっています。

なぜ、この小田原市にたどり着いたかといいますと、沖縄の石垣島の市長がこの4月の所信表明演説で小田原市長の所信表明をそっくり引用して、新聞報道されました。そんなに優秀な小田原市長だったらということで、私はクリックしてひも解いた。これは本年2月に完成して、これからこの25の地域別計画プラス、トータル的な地域総合計画が作成され、進んでいくということになっていけば、地域協働時代での市民への訴え方だなというふうに理解できますので、こういった研究ももっと早目に、もっと人がいればできたのでしょいうけど、あくまでも現有職員で頑張っていくということでもあります。そういうことの中で立ち遅れているということは理解するんですけど、企画課長に聞いても、そんなことありませんと言うから、藤平市長にお聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（板橋 甫君） 藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） いい内容の市政運営のある市の施策、あるいは、いろいろな職員の能力の開発、啓発、そういうものは勉強するに値すると思います。しかし、その土地その土地には千差

万別な要素があるわけです。それをやぶからぼうにホップ・ステップ・ジャンプの方策を与えてもうまくいかない。三段跳びを実行するよりも、まず走り幅跳びでいくしかない土地柄の事情もあるわけですから、そういうことを考えて政策の実行に当たる必要がある。そして、それを大事にしていって、その力をつけたときに、ホップ・ステップ・ジャンプの政策の取り入れ、研究、そういうことに移っていく、そういう手法も大事であると考えます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） そろそろまとめに行きたいと思いますが、勝浦市の歴史をさかのぼれば、ご存じのように、1889年4月1日の町村制の施行によって、勝浦村、豊浜村、清海村、上野村、総野村が成立し、基本的には1955年の2町2村の合併までの期間、それぞれの地域で村づくりの理念、基本構想、基本計画、施策などを定め、その地域を考える組織の仕組みの中で営まれてきたものと思います。当然ですけど、その地域を考え、決定する仕組みが存在していたのです。しかし、合併して一つの勝浦市に統合されたら、産業関連の横割りの振興策が重要視されております。農業振興策、観光振興策、水産業振興策、そういうものは重要視されていますが、それぞれ勝浦市を構成する地域ごとの振興計画が欠落して、今日を迎えてしまったのではないのでしょうか。ややもすると、旧勝浦地区中心のまちづくりに必然的に偏ってきたのではないのでしょうか。

直近の大きな課題、市民会館建て替え問題、勝浦駅北口開発計画、そしてスポーツ公園整備など、すべてこれは旧勝浦エリアでのことであります。これからの時代、協働のまちづくりという言葉や掛け声だけでなく、真摯に取り組む姿勢を持って、果敢に、誠実に、市長、幹部らみずからが地域に赴き、市民に語りかけ、一緒に考え、知恵を出し合って、地域をつくっていくことではないのでしょうか。

最重要な課題の決定システムは、従来の手法だけでなく、主人公である多くの市民の意思を反映させるべき、きめ細かな誠意ある市民参画手法を模索して、提案し、決定していくべきと考えます。ですから、まだ間に合う直近の大きな課題をも題材にして市民と語り合う。7月から8月にかけて、地域別市民懇談会をぜひとも開催して、次期総合計画の策定を進めていただきたいことを強く求めるものでありますが、最後に藤平市長のご見解をまとめでお願いいたします。

○議長（板橋 甫君） 藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 地域のバランスある発展、振興は、私は常に心がけているつもりであります。言うならば2町2村、それぞれ地域の振興策を持っていたということは、それぞれ2町2村の自治である。それが統合されて新規の勝浦町ができたわけですから、一つのまちとしての各地域の振興策を検討するということで、私は現状において地域の不均衡を、そういう意思を持って政策を実行したつもりはございません。現に地域の振興を兼ねて、地域をよりよくするための配慮は今でも持っておりますので、どうぞご安心していただきたい、そう思います。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 地域懇談会については、開催されるお考えはないということで、理解させていただきました。

それでは、時間があと20分少々ですので、行政改革2005の中での的を絞っていきたいと思います。その中で遊休財産の処分及び有効活用について、1点だけ質問したいと思います。平

成21年度売却目標については、普通財産469万1,000円の実績がある。今年度については、貸し宅地の売却宣伝とか、そういったことと浜行川の寄附を想定して5,000万円を計画したんだけど、最近の経済情勢とか、そういったことを含めて、それは非常に困難な状況にあるという答弁がありました。これはこれでよろしいと思いますが、いろんな意味で地方交付税の加増があったりなんかしたからいいんですけど、これがなかったら大変な市政運営につながっていたと私は思いますし、どこまで努力したのかということも問いかけたいんですけど、今回はなしにしておきます。

そこで、遊休財産の中で活用方法についてのみ質問したいと思います。これは又新小学校を閉校して特別養護老人ホーム、裕和園を誘致して、勝浦市民のため、この近隣の地域の人のために介護、そういったものを提供されている。非常に大きな貢献をされていると思いますし、その前には市独自で総野園をやって、今、指定管理者制度に移管している。老健施設では、塩田病院のやすらぎの郷で地域の人たちがお世話になっている。そして今現在があるという中で、当然、有効活用については、又新小学校は特養ホーム、荒川小学校については、テニスコート移設の候補地としてなっています。行川小学校については、ビッグひなまつりの資料館的な提示という中で、強固な建物ですから、また違う有効活用について考えていらっしゃると思います。名木小学校については、今のところ、どのような計画があるか、そのことについてぜひお聞かせ願いたいと思います。これについては、答弁はだれかわかりませんので、よろしくお願いします。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。旧名木小学校跡地につきましては、現在、教育財産となっておりますが、今後、教育財産として利活用する予定はございません。なお、旧名木小学校跡地につきましては、その大部分が学校敷地としての用地を廃止した後は、その土地を前地権者の子孫に返還することになっております。したがって、このような事情からも市独自での活用計画はございませんが、現在、当該地に民間の福祉施設の設置についての計画、要望があるところでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 名木小学校の土地のことで確認しておきたいのですが、敷地はほとんど地権者の方だという答弁がありましたけど、市の土地は全くないのでしょうか。教育課長。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 旧名木小学校の跡地でございますが、現在、学校用地としてございますので、すべて市有地となっております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 学校用地の面積は幾つでしょうか。教育課長。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。現在、旧名木小学校の学校跡地の面積でございますが、6,920.92平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 先ほど、ほとんど前地権者の面積だと聞いたので、その前地権者が学校用地に供給されている面積もあわせてお聞かせください。教育課長。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。6,920.92平方メートルのうち、学校用地として用地を使用しなくなった場合に、旧地権者に返還する土地でございますが、3,987平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 前地権者も含めて、学校用地が6,920.92平米だと。そのうち3,987平米が用地を廃止した際に前地権者に返す面積であると、このように理解してよろしいでしょうか。教育課長。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。6,920.92平方メートルのうち、返還する予定の面積が3,987平米、市有地として残りますのが2,933.92平米になります。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） そこで、整理するのですが、先ほど教育課長が民間による福祉施設云々と述べましたが、これについてももう少し具体的にその活用方法について、市有地が2,933平米、地権者に返さなければいけないのは3,987平米ということで、全体の6,920平米について計画が進んでいるのか、3,987平米の返さなければいけない土地で進んでいるのか、これについて全く整理してないと思いますので、どの面積に対して計画が進んでいるのか、教育課長、お願いします。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 教育委員会としては、詳細な情報については現在、承知しておりません。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 詳細の情報を知らないのに進んでいるという答弁は納得できないので、詳細を少しは知っている担当課を教えてくださいと思いますが、お願いいたします。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えします。当該、名木小学校跡地につきましては、法人のほうから計画をしているという要望がなされております。用地の面積につきましては、現在、小学校用地になっている全体の6,920平米につくりたいと、市に対してこういう形でつくりたいという要望書が提出されているという状況であります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 対象の6,920平米は教育財産で、教育課で所管していると。要望されているのは福祉課のほうにお話が行っているということですね。福祉課長にお尋ねしますが、6,920平米は全部教育財産ですね。所管が対象にしてないところを、福祉課が相談に乗るのですか。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えします。老人福祉施設の整備につきましては、県の認可事務になりますが、当該施設を整備する場合に、地元の市町村の意見書の提出があります。その関係で施設整備につきましては、話は福祉課になりますので、そういう要望が出ているということでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） この話というのは、いつごろからどのように福祉課のほうに話があったか、

簡潔にでいいですから、時系列的に教えていただければ。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 市のほうに要望が出たのは平成22年3月23日付です。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 要望が3月23日付で福祉課のほうにあったと。これは計画の段階で老人福祉施設計画について、確認するのですが、当初予算だとか、今年度の目標や市長の所信表明には入ってなかったんですが、平成23年度の事業の追加みたいな中で、今、福祉課として考えているのかということについてお尋ねします。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えします。当該施設の整備につきましては、市の事業じゃなくて、法人による事業でありまして、県の許認可による事業でありますので、当市の予算とは直接関係はございません。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） ただ、福祉施設になると、県が許認可しますが、市の意見書も提出しなくちゃいけないという形で、市が関係なくはなくて大きな関係があるし、まして教育財産をそういう形で活用するということになって、進んでいるということになって、あくまでも申請前から公にできないのかどうかわかりませんが、そういった中で、市の土地を含めた計画でありますから、関係なくなはないと思うんですが、福祉課長、どうなんですか。もう一度、答弁、お願いします。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 関係がないということではなくて、ただ、現時点は活用して、そういう施設をつくりたいという要望でありまして、今後、県のほうの福祉施設の整備計画に基づきまして、本年の年末ごろまでに県のほうに事業者は要望書を上げるという計画になっておりますので、具体的な整備計画等が示されているものではありませんで、先ほど答弁したようなお答えになったわけです。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 勝浦市だけじゃなくて、特別養護老人ホームの必要性というものは、規制緩和されて、各自治体でも誘致しよう。しかし、民設民営でやるという中で、勝浦もたしか入所待ちの人がたくさんいると。たくさんだけではわからないので、それについて何人が待機しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えします。待機者数の関係でございますが、市内の施設、裕和園が全体で312名の待機者、うち勝浦市内の者が170名、総野園が全体で215名の待機者がありまして、市内の申し込み者が173名、老人保健施設でありますやすらぎの郷、ここへの申し込み、待機者が34名、うち市内の待機者が20名、そのような状況になっております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） わかりました。待機者が170人前後いるということで、ダブって申請していると思いますので、180から200人近くいらっしゃる。市民でもそういう形で希望しているという中で、当然、特養ホームの必要性というものが叫ばれているということは、よくわかります。

ただ、先ほどの答弁の中で、あくまでも民間が計画して、要望書を県に出して、許認可に対する申請だけをタッチするというのは、市の土地も利用するのにはっきりしないと言わざるを得ない。私は知りませんが、又新小学校跡地の無償提供の裕和園の誘致の決め方と余りにも違うんではないか。特養老人ホームの必要性があったら、借り受け者の募集要項の策定だとか、借り受け者を募集して審査する、その決定方法については、外部委員を含めた公募提案型評価方式を選定しているという企業が、誘致は必要だけど、透明性、公正性で、市民にオープンにして決めていく。市の貴重な土地を活用するためには、事前に市民にこういう計画もありますよと。地域懇談会をやると一目瞭然で市民の声もよくわかる。そういったことの中で、何か知りませんが、はっきり答弁がされない中で、この計画は民間と県の中で市は受け身の立場でやっているというのですが、市はこの計画について、例えばかかわり合いについては、書類上の問題だけですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 福祉施設の整備の関係についてでございますが、今、名木小跡地の利用の関係で出ておりますが、福祉施設をやりたいという希望者がほかにもあるやに伺っておりますので、市としましては、計画事業案を提出いただきまして、その中で検討して、最終的に進めていくという形になろうかと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 最後のまとめの質問でございます。この名木小学校の跡地の利用、民地がある中での計画でございますが、その割合が市のほうが少ない。3,900に対して2,900。でも、大分市有地がかんでいるといった中での計画なものですから、今後、そういう特別養護老人ホームの必要性を認めますので、これが公平、透明性を持った策定、公募方法、あるいは評価方法をきちんと市民の前にオープンに出して、策定するということが必要だと思いますが、最後に藤平市長の答弁を求めます。

○議長（板橋 甫君） 藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） その敷地が全部、市の所有地であるならば、それは希望者を公募する必要もある。しかし、それが民地であるということであれば、その地権者の意見、そういうものも必要であり、その地権者がどういう方法を選択するか、それは地権者の自由であると思いますので、私どもがそれをやぶからぼうに公募していいものかどうか、研究の余地は十分にあるというふうに考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 今の意見について1つだけ。地権者の意思にほぼ100%従って計画していきたいということで理解させてもらいましたが、それで果して勝浦市の重要な市民のための土地がそれだけでよろしいのでしょうか。それについては問題点がありますので、そういった問題点について、ぜひ議会を通してでもオープンにして、開かれた藤平勝浦市政の中で情報発信されて、市民から広く意見を聞いて決定していただきたい。そういうことを強く要望して私の質問をすべての終了いたします。

○議長（板橋 甫君） これをもって土屋 元議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正美君の登壇を許します。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君） 私はさきに通告しました順序に従って、質問をいたします。

最初に、農業問題であります。勝浦市の農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について、以下、基本構想と申し上げますが、これについて何点か質問いたします。

本年4月21日に開催された農業委員会において、第5号議案として表題の勝浦市の農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想についてが提案され、若干の説明が行われ、質疑もなく、採択されました。この説明では、農業経営基盤促進法が平成21年6月4日に制定され、同年12月25日施行となったことから、同法第5条に基づき、県の基本方針一部改正が行われ、本市においても第6条の市町村は基本構想を定めることができるという規定に基づき、本市も従来の規則の一部を改正して、本基本構想を制定することとなった。そしてその際、農業委員会の意見を聞かなければならないという定めに従って、今回の提案となったとのことであります。

改正の主な点については、農地利用の集積の円滑化、遊休農地解消など、4点について説明があったと理解しています。

私は、この基本構想は、今後の勝浦市の農業政策の基本となるべきものであると受けとめました。折しも勝浦市は、平成23年から始まる新総合計画の策定期に当たり、農業施策についてはこれがベースになって基本計画、実施計画が策定されるものと思われます。

そこで質問しますが、第1に、この勝浦市の農業基盤の強化促進に関する基本的な構想について、これは、このような私の理解でよろしいのかどうか。そうでないとするならば、この基本的な構想は勝浦市の農業政策にとってどのような位置を占めるのか、ご説明をいただきたいと思います。

第2に、この基本構想を提案するに至った経過及び改正点について、改めてご説明をお願いいたします。

第3に、基本構想の内容について、二、三、質問したいと思います。

1つは、基本構想の1ページ、農業経営基盤の強化に向けた取り組みにおいて、農業基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施するとありますが、具体的にどのような内容のものを想定しているのか、また、どのような機関で具体的な措置を決定するのか、ご説明をいただきたいと思います。

2つには、同じく1ページに夷隅地域担い手育成総合支援協議会とともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進するとありますが、この協議会の具体的な内容はどのようなものと考えているのか。また、夷隅地域となっているが、夷隅郡市2市2町の統一組織なのか。このような方針を打ち出すからには、夷隅郡市で協議され、合意されたものと思われるのですが、どのような場で協議がされ、基本構想として合意されたのか、説明を求めるものであります。

3つには、3ページに農用地の集積がおくれている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指すとありますが、どのような

メンバーで設立するのか、また、行政との関係をどのように考えているのか、ご説明を願いたいと思います。

4つには、14ページにありますが、第3章2項（2）の今後の農地利用等の見直し及び将来の農地利用のビジョンについて、勝浦市担い手育成総合支援協議会において担い手の掘り起こしを行い、農業委員会において農地銀行の効率的な運用を図っていくなどと述べていますが、農地銀行とはどのようなものか。それは勝浦市に設置されているのか。設置されていないとすれば、効率的な運用を図る前に農地銀行の設立を図るというのが順序と考えるものでありますが、この点について説明を求めるものであります。

第4に、こうした一連のことから推測されるのでありますが、県から示された基本構想のサンプル的な文章がそのまま提案されているように思えてならないのであります。勝浦市の重要な方針を検討し、決定する機関として、勝浦市庁議が設置されております。勝浦市庁議に関する規則によれば、第1条では、本市行政の能率的な執行を図るため、行政運営の最高方針を審議し、各部門の総合調整を行うため設置し、第2条では、市長、副市長、教育長、総務課長、財政課長及び企画課長をもって組織することを定め、第3条では、付議する事項について、市行政運営の基本方針及びこれにかかわる執行計画に関する事項を初め、12項目が定められております。私はこの基本構想は、勝浦市の基幹産業と言われている農業の基本的な方針を示す重要な問題であり、庁議すべき課題であると思うのでありますが、この基本構想は庁内でどのように論議されて、検討されたのか、また、庁議に付されたのかどうか、検討内容はどのようなものであったのか、説明を求めるものであります。

次に、市有地の適正な管理と有効活用について、質問いたします。具体的には、法定外公共物の問題及び名木小学校跡地の適正な管理と有効活用についてであります。

1つは、法定外公共物、いわゆる松部地先の赤線、青線の問題であります。本件問題については、平成15年10月30日に住民監査請求が提起されて以降、7年近い歳月が経過しています。私は、住民監査請求を行った一人として、議会でも質問し、早期解決を求めてまいりました。この間、担当課長は3人もかわっていると思われますが、監査請求を行った住民側から見れば、事態は全く変わっていないのであります。これは担当課の問題というよりは、市長の決断の問題であると考えざるを得ません。この間、住民側からは、平成19年には市長に対して損害賠償請求訴訟が起こされました。同年7月の臨時議会で、弁護士に対する着手金として補正予算が提案され、その際、私が本件問題の歴史的経過について、全面的に展開した上で市長の考えをたざしたところであります。

その際、行政側の答弁では、市は平成18年8月に千葉地方法務局に設置された筆界特定制度を利用することとして手続を行ったところである。ここで出される結論は、法的には裁判における判決同様の権威のあるものであり、この結論をもって関係住民に理解を求めるとともに、結論を得られなければ、法的な措置を含めて検討していく旨の答弁があったと記憶しております。

この筆界特定書が平成20年12月25日付で発出されて、遅くも年明け早々には行政の手元に届いているはずであります。それから1年半も経過しているのでありますが、事態は何も変わっておりません。いまだに結論が出せないなら、今年3月当初予算で、あるいは遅くともこの6月補正予算で裁判に訴えるための補正予算が提起されてしかるべきと考えておりましたが、そ

れも行われておりません。来年は選挙の年であります。もうそろそろ踏ん切りをつける時期に来ていると思うものであります。

そこで質問しますが、1点目は、この筆界特定書をどのように受けとめ、これを活用し、どのように対処してきたのか、明らかにしていただきたいと思います。

その上で、2点目として、今後どう対処するのか。ただ努力するというだけではなく、努力しても相手が受け入れられない場合はどうするのか、いつごろを目途に市としての態度をはっきりさせるのか、見解を求めるものであります。

3点目であります。勝浦市には勝浦市法定外公共物管理条例があります。これは平成13年4月1日に施行されたものであります。いわゆる赤線、青線と言われる道路法、河川法の適用を受けない法定外の公共物で、公共の用に供されているものについて、法定外公共物として国から譲渡されるに当たって制定されたものであります。

市は国に譲渡を求めるために、平成13年3月議会で法定外公共物譲渡申請図作成業務委託料を計上し、平成13年から4年間で勝浦市4地区合計5,565万円をかけて申請図作成事業を行うとの説明がありました。法定外公共物管理条例は、まさしく国から譲渡された法定外公共物を管理するために制定された条例と言っても過言ではありません。

この条例は、第3条で禁止行為をうたっており、第17条では罰則規定があります。判決と同じ権威を持つと言われる筆界特定書によれば、本件問題は明らかに第3条でうたった禁止行為、つまり、その2項、法定外公共物を損傷し、または損傷するおそれのある行為、3項の前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全または利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすることに該当し、第17条の罰則規定が適用されるべきと考えるものであります。この点についての市長の見解を求めるとともに、不法占有であるとすれば、この条例に照らして過料を科す考えがあるのか、あわせて見解を求めるものであります。

次に、旧名木小学校跡地の所有権の整理と有効活用についてであります。

旧名木小学校跡地の所有権については、昨年12月議会の会議録にかなり詳しく出ているので、細かい点は省略して、概略について若干触れてみたいと思います。

名木小学校跡地は、次のような構成になっております。字紅葉1007番の1、同じく97番の1、同じく89番の11、同じく89番の2、ほかに通学路として紅葉100番及び101番があります。

12月議会における行政側の答弁であります。①107の1については、昭和33年に市が買収した際、市有地として登録済みである。

②紅葉97の1は、大正3年に学校用地として寄附を受け、用途がなくなった場合は返還する確認書があり、返還すべきものとする。これは主としてグラウンドの部分であります。

③89の11の一部、1,994平米のうち1,122平米、340坪は市が買収したが、登記しておらず、寄附を受けたものと思い込んで、学校用地としての用途がなくなった場合は無償で返還するという確認書を書いた。しかし、その後、平成20年7月に土地売買契約書及び支払い証明書、領収書の存在が確認され、相手方もそれを認めたもので、今後は従前の協定書、確認書の変更手続及び一連の登記手続を行う。

④紅葉89の2についても、昭和33年、学校拡張の際、無償で貸与してくれたが、この土地についても平成20年7月に、紅葉89の11番と同様の経過で売買契約書、支払い証明書の存在が判明し、相手方もそれを認めていただいたのですが、前段者と同様の手続を行う。

⑤通学路については、アスファルト、U字溝を撤去して、地権者2名に返還する。このように答弁しております。

ました、名木小学校跡地に特別養護老人ホーム進出の話がありますが、昨年12月議会における市長の答弁は、これに積極的な姿勢を示したものと、私は受けとめておりました。私は、このような施設が勝浦市に誘致できるとすれば、裕和園に続く施設として、勝浦市にとっても、また市民にとっても大変歓迎すべき施設であり、市長の功績はまことに大きいものがあると高く評価するものでありますが、そのためにも土地の所有権境界を明確にしておかなければ、市有地の適正な管理も、またスムーズな施設誘致にも支障を来すものと危惧するものであります。

そこで質問しますが、第1に、名木小学校跡地の旧地権者と交わした協定書、確認書の扱いは、その後、どうなっているのか。

第2に、売買が成立して市有地として認められた土地の処理について、一連の手続はその後、どうなっているのか。とりわけ紅葉89の11番地は、1,994平米のうち1,122平米を市が買収したことになっておりますが、それはどの部分か、隣接する土地との境界線はどうなっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

第3に、通学路としてある紅葉100及び101番地の取り扱いの問題であります。これはアスファルトを撤去し、宅地として供せられる状態にして、100番地側から180センチの部分を100番地の地権者に、残りを101番地の地権者に返還することになっておりますが、この測量や境界確定はどうなっているのか、また今後、どのように対処する考えか、説明を求めるものであります。

第4に、以上の問題は、土地の返還について、確認書では平成24年3月末日までとなっているようですが、仮に特別養護老人ホーム誘致が現実の問題としてあるならば、平成24年度末を待たずに早急に処理すべき課題と考えますが、この点についての市長の見解をお聞きしたいと思います。

第5に、今、名木小学校跡地に特別養護老人ホーム誘致の問題が進んでいると聞き及んでおります。施設入所を希望しながら入所できずに待機している多くの市民のためにも、また、地元産物の消費先としても、あるいはまた、多くは望めないとしても、市民が働く場を求める上でも大変歓迎すべき事業でありまして、これこそ小学校跡地の活用策としては最良の策と思うものであります。

先般、地元住民への説明会が行われたと聞き及んでおりますが、事業の進展に差し支えない程度で結構ですので、事業の進捗状況と今後の展望について、ご説明をいただきたいと思います。

次に、財政問題、特に国民健康保険事業について、及びこれに関連して一部一般会計について質問します。

勝浦市の国保税は、県内でも1、2を争うほど高額で、払いたくても払えない多くの市民が存在し、その負担軽減が議会でも取り上げられていることは、周知のとおりであります。

私の友人で、交通関係の会社を定年退職した人が、私に強く訴えたことがあります。それは、今まで乏しい年金から老後はいろいろと病気でお世話になる国民健康保険について、できるだけ国保税は納入しなければと思い、今まで払ってきたけれども、このように高くなつては、日々の生活に事欠くようになり、今後はただ市に請求されるままに支払うことは考えなければならないというものであります。確かに、市民の中には国保税の重圧感が重く存在します。

企業年金をそれなりにもらっている人はまだしも、昨今の経済的変動をもろに受けて、払いたくても払えない被保険者も存在すると思います。同時に、勝浦市の医療費は、市民の高齢化の進捗状況に合わせるように、伸長の一途をたどっております。市民の所得は減少傾向が続く、同じ税率なら歳入欠陥となり、同じ税收水準を維持しようとするれば、税率を上げざるを得ない状況であります。だから、先般の国保運営協議会では、このままでは税率が上がることを懸念して附帯意見が提出されたものと推測するものでありますが、3月議会において、この答申の尊重を求めた同僚議員の質問に答えて、市長は、答申は尊重されなければならないものと理解しておりますが、税負担軽減のため、一般会計からの法定外繰り入れについては、慎重に対処しなければならないものと考えますと答弁しています。私は、一般会計からの法定外繰り出し金について、慎重に対処するという具体的な内容を展開していただかないと、政策論的に議論が深まらないと考えるものであります。そして、わずか2カ月余りで慎重に対処した結論が、一般会計からの法定外繰り出し金3,500万円の補正予算として6月議会で提出されているのであります。

勝浦市においては、厳しい国保税を緩和するために、一般会計から法定外繰り出し金を支出した経緯があります。平成15年に1,500万円、平成16年に1,000万円、平成17年に500万円が支出されました。折しも小泉内閣による行財政改革の名のもとに、大幅な地方財政切り捨て政策がとられ、勝浦市においても平成17年10月に国の三民一体の改革のもと、地方交付税などの大幅な削減が先行する形で進められたことで、2億円を超える影響があり、このまま推移すれば、数年後には財政再建団体に転落することも現実の問題としてとらえなければならないという危機感の中で、財政再建計画が策定され、それに呼応して同年12月、行財政改革大綱が策定されたことは、まだ記憶に新しいところだと思います。

今後、高齢化がさらに進み、医療費は高騰を続けると推測されます。勝浦市において、平成22年当初予算案の概要によれば、平成14年の医療給付費となっておりますが、総医療費だと思います。これが平成14年、15億6,185万円、1人当たりの医療費20万6,268円、平成20年度では医療費21億1,960万円、1人当たりの医療費では27万8,200円、わずか6年間で医療費が5億5,775万円、1人当たりの医療費が7万1,932円も高騰しております。平成20年には、あの悪名高い後期高齢者医療制度が始まり、国保から高齢者を排除しても、なお医療費の高騰はとりません。

こうした状況で、今回の一般会計からの法定外繰り出し金はどうに理解したらよいのか。今回の措置は一過性のものか、あるいは政策的な問題として今後も継続していく考えか、今後の医療費の動向、とりわけ保険給付費の動向をどのように考え、今回の条例改正によって補われるのか。補てんできないとすれば、今後、どの程度、国保財源が不足し、補てんを必要とするのか、それは勝浦市の財政や事業展開にどのような影響を及ぼすのか等、多面的な検討が必要と思われます。私は、市長が慎重に対処しなければならないという答弁の裏には、こうした検討が必要と考えた上での答弁と好意的に理解しました。そうであるなら、さきに私が指摘したさまざまな問題についても十分検討したと思われます。

そこで質問します。第1に、低所得者に対する救済策として、条例による減額措置があります。市は、こうした措置にもかかわらず、払いたくても払えない被保険者はどの程度存在すると認識しているのか。また、現在、国保税を滞納している被保険者はどの程度存在し、そのうち減免措置を適用している世帯及び適用していない世帯はどのようになっているのか、お示し

願いたいと思います。

第2に、3月議会から今日までの2カ月余りの間に一般会計からの法定外繰入金について、どのように慎重に検討したのか、具体的にその検討の内容についてご説明いただきたいと思います。

第3に、今回の条例改正と国保会計財源不足補てんとの関係についてであります。5月の国保審議会の資料は、国保税改正の理由について、次のように述べております。高齢化に伴う保険給付費が年々増嵩する反面、国保運営の財源となる国保税が景気の低迷により所得が落ち込んだことから、その乖離が大きくなり、財源不足が生じているため、財調を取り崩す等により対処してきたが、基金も底をついている状況にある。そのような状況の中で、地方税法の一部改正による限度額の見直し、及び非自発的失業者にかかわる軽減対策等によるもののほか、前述の財源不足を補うための所得割税率及び資産割税率の見直しが改正の主なものである、このように述べております。

そこで質問いたしますが、1つは、今回の条例改正によって地方税法の一部改正による限度額の見直し、及び非自発的失業者にかかわる軽減対策等による市の国保財政に対する影響額はどのようなものか。

2つには、財源不足を補うための所得割税率及び資産割税率の見直しによる影響額はどのようなものか。また、これを補てんする今回の国保税条例の改正及び一般会計からの繰入金3,500万円は、財源不足を補う上でどのような割合になっているのか。

3つには、さきに述べたように、高齢者の進捗による医療費の増嵩の反面、被保険者の所得の減少がさらに進み、従来の税率を維持できない状況があり、それが今回の国保税の税率改正と一般会計からの法定外繰出金の投入となったのでありますが、今後もこのような状況が続くとすれば、今後とも一般会計からの法定外繰出金を投入していく考えか、それとも、今回の措置は被保険者の財政負担激変緩和のための緊急避難の措置なのか、市長の見解を求めるものであります。

4つとして、法定外繰出金を繰り出す一般会計の財政状況についてであります。一般会計の財政調整基金が平成21年度末で約3億5,000万円と言われていますが、平成16、17年度当時は、このまま行けば、財政再建団体へ転落することも現実の問題としてとらえなければならないとした当時の状況から今日まで、勝浦市の財政状況は大まかに言って、どのような推移をたどってきたのか。この間の財政状況をどのように分析しているのか、また、今後、どのように予測しているのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

第4に、国民皆保険と言われる中で、現在の国民健康保険事業は制度としては完全に破綻しており、この再構築は国の責任において行うべきであることはもちろんですが、一方では市民の財政負担を軽減し、市民の医療を守る上で、市の施策としてどのようなことが可能かということでもあります。それには市民の財政負担を軽減するためには、一つは一般会計から基金を投入することが考えられますが、もう一つは、医療費を軽減し、市民の健康を守るために、市の施策として全市民を対象とする食生活改善事業や健康診断促進事業などを実施することがあるかと思います。むしろ、私はそのほうが本来の事業と言えると思うのでありますが、勝浦市は独自の事業としてどのような事業を展開してきたのか。また今後、新総合計画の中でどのような事業を考えているのか、お考えがありましたなら、お示し願いたいと思います。

以上をもって私の第1回目の質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、農業問題、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、勝浦市の農業政策上の位置づけについてであります。この基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法において、市町村は、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた基本的指標等を参酌しつつ、それぞれの地域の実情を踏まえながら、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとされております。

基本構想に盛り込むべき事項といたしましては、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、あるいは利用権設定等促進事業に関する事項が定められております。

この基本構想について、市としての位置づけは、勝浦市総合計画に盛り込まれた農業生産の振興及び経営の安定化にかかわる施策のうち、農業経営基盤強化促進事業を具体的に進めるための農業経営に関する基本的な構想であります。

次に、この基本構想を農業委員会に提案するに至った経緯及び改正点についてであります。基本構想を策定、またはこれを変更しようとするときは、農業経営基盤強化促進法第6条第5項に基づき、あらかじめ農業者、農業に関する団体、その他関係者の意見を反映させた上で、同条第6項により都道府県に協議し、その同意を得なければならないとされております。

この農業に関する団体等については、農林水産省令で農業委員会と農業協同組合が指定されており、この意見書を添付した上で県に協議することとなっていますので、平成22年4月21日開催の農業委員会に基本構想の改正案を提案したものであります。

また、農業者の意見反映につきましては、3月23日に認定農業者や農産物直売所等の代表11名で組織する勝浦市農林業振興対策協議会に諮り、承認を得たところであります。

次に、基本構想の改正点であります。今回の改正は、農地法及び農業経営基盤強化促進法が平成21年12月に一部改正されたことに伴う改正であります。

主な改正点を申し上げますと、農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的事項の追加と、農業経営基盤強化促進法で定められていた遊休農地対策及び特定法人貸し付け事業に関する事項が同法から削除され、新たに農地法で規定されたことから、これに関連する記述を削除するとともに、これらの条文を引用している部分の一部改正を行ったものであります。

次に、基本構想の内容についてのご質問についてお答えいたします。

1点目の農業基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する具体的な内容等ではありますが、担い手の発掘や認定農業者の認定、あるいは、担い手への農地の集積等であり、その機関については、勝浦市、農業委員会、農協、千葉県夷隅農林振興センター等となります。一例を申し上げますと、市内の認定農業者がそれぞれ描いている農業への思いを自由に意見交換する場として、市が昨年度から始めた認定農業者懇談会もその一つの事業であります。

2点目の夷隅地域担い手育成総合支援協議会についてであります。大多喜町にある千葉県夷隅農林振興センターが事務局を務め、夷隅郡市内の町長や各農林業関係団体の代表者で組織

されている夷隅地域農林業振興協議会の専門部会の一つであり、年間の事業計画等については、この協議会で方針決定がなされ、事業としては、担い手の育成確保を推進するための担い手育成支援推進会議や認定農業者等のつどいを開催しております。

3点目の農用地利用改善団体の設立についてであります。農用地利用改善団体につきましては、集落等の農地の権利を持つ3分の2以上の方が構成員として参加し、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等に係る農用地利用規程を定めた団体で、この改善団体自体が営農するのではなく、効率的な農用地の利用に関する調整役としての活動団体であります。

団体の設立に当たっては、農用地利用規程について市町村長の認定を受ける必要がありますが、残念ながら、勝浦市では団体の設立には至っておりません。

4点目の農地銀行についてであります。農地銀行は、農地の効率的な利用を進めるため、農地を貸したい、借りたいという農家の意向が情報として登録され、公的な立場で貸し借りの仲介や農地の相談に応じることを目的として、農業委員会に設置されるもので、勝浦市においても昭和59年から農業委員会に設置してありますが、農地を借りたい人よりも貸したい人のほうが多いことから、農業経営基盤強化促進法による利用権設定促進事業を活用し、相対で話し合いが成立していることから、平成10年を最後に登録がない状況であります。

次に、基本構想が農業委員会に提案されるまでの経過についてであります。農地法及び農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、千葉県の基本方針が改正となりましたので、これに合わせ、市の基本構想を改正するため、農林水産課で原案を作成し、決済を得た後、3月19日付で各団体へ意見照会の文書を送付し、3月23日に勝浦市農林業振興対策協議会に諮り、承認を得るとともに、4月21日開催の農業委員会定例会に提案したものであります。

この結果、農業委員会及び夷隅農業協同組合とともに、基本構想は妥当なもののご意見をいただきましたので、千葉県の同意を得るため、5月14日付で県に対し、同意に係る協議書を提出したところであります。

なお、この基本構想は、勝浦市総合計画に盛り込まれた事業の一つでありますので、庁議に付議することはいたしませんでした。

次に、市有地の適正管理と有効活用について、1点目の筆界特定書をどのように受けとめ、どのように対処してきたのかとのことですが、議員ご承知のとおり、平成20年12月25日に特定書の交付を受けました。

この特定書につきましては、筆界特定制度により筆界特定官が特定したものでありますので、この判断により確定すべきものと考えます。

また、市といたしましても、この特定書は対象土地所有者に通知されておりますので、この特定をもとに説明を行い、境界確定への理解を求め、現段階におきまして、関係者5名のうち4名の方にはご理解いただき、市に対して同意書を提出していただきました。

残る1名の方にも、今年に入り、さらに3回、話し合いを持ちましたが、いまだ同意を得ることができない状況であります。

2点目の、今後、どうするのか。努力しても相手が受け入れない場合、どうするのか。いつごろを目途に結論を出すつもりかのご質問ですが、筆界が特定されてから既に1年半が経過しようとしており、市といたしましても誠意を持って対応してまいりましたが、これ以

上の話し合いによる解決は見込めないものと思いますので、他の関係者との関係からも法的な措置をもって対処してまいりたいと考えます。

3点目の筆界特定書の内容から見て、不法占有であり、明らかに勝浦市法定外公共物管理条例第3条に違反する行為であり、第17条の定めに基づいて過料を科すべきと思うがとありますが、さきにもお答えしましたとおり、現段階において筆界特定書による境界線について、関係者全員からの同意は得られていない状況でありますので、勝浦市法定外公共物管理条例に基づく対応につきましては、同意または司法判断による境界確定をした後、検討してまいります。

次に、旧名木小学校跡地における特別養護老人ホームの計画についてでございますが、平成22年3月に、(仮称)社会福祉法人知心会設立準備会代表の山本 宏氏から老人福祉施設整備要望書が提出されました。

内容は、旧名木小学校跡地を貸与願ひ、広域型特別養護老人ホーム、定員100床、うちショートステイ10床、デイサービスセンター、定員20名などの老人福祉施設の整備を行いたいというもので、平成22年に施設整備の協議をし、平成23年に工事着工、24年に施設の開設を行おうとするものであります。

議員ご指摘のとおり、名木小学校跡地への特別養護老人ホームの整備は、介護サービスを提供する上においても必要なものであり、また、地産地消、あるいは地元住民の就労の場としても有意な施設と考えます。

事業の進捗状況と今後の展望についてであります。5月の地元説明会において、名木小学校跡地に計画している施設はまだ決定していませんが、特定養護老人ホーム、デイサービスセンターの施設がどのようなものかなどの概要説明がなされたと承っております。

また、本年5月27日付で(仮称)社会福祉法人知心会設立準備会代表、山本 宏氏から勝浦市に対し、土地貸与願が提出されたところであります。

当該事業につきましては、千葉県の認可、補助を受け、整備を行う予定と伺っており、県の整備スケジュールにより、県への要望書提出期限に向けて準備が進められるものと思われます。

次に、国保事業及び関連する財政問題についてであります。初めに条例による減額措置にもかかわらず、払いたくても払えない被保険者はどの程度存在すると認識しているか、また、国税の滞納状況等の質問についてお答えします。

国民健康保険は、構造的に保険税負担能力が低い被保険者の割合が高く、このことが国保財政の大きな不安定要素となっており、所得階層別世帯数割合で見ますと、所得ゼロ世帯で全体の39%、所得150万円以下の世帯ですと、累計77%を占めており、低所得者層に大半が集中している状況にありますが、ご質問の払いたくても払えない被保険者については、具体的に調査は行っておりませんが、滞納者の中にはそのような考えを持っておられる被保険者もおると認識いたしております。

次に、現在の国税滞納被保険者につきましては、約600人強が滞納者であり、そのうち約200人強が軽減措置を適用しており、残りの約400人弱が適用していない被保険者であると考えております。

次に、一般会計からの法定外繰入金に至る経緯及び検討について申し上げます。平成22年度の国民健康保険特別会計の当初予算における保険給付費の積算は、平成20年度上期である4月

分から9月分の診療分実績と平成21年度上期の診療分実績との伸び率及び診療報酬改定分を見込み推計したものでありますが、診療月より2カ月以上後に請求のある平成21年度下期の12月分から2月分まで、診療分医療費が前年度より93.6%の大幅な伸びを示し、このため保険給付費が平成22年度当初予算に比べ約5,000万円増額する必要があると判明いたしました。

また、歳入面では、平成22年度市県民税の申告を踏まえ、国保加入世帯の所得が当初予算の積算より13%減少していることが判明いたしました。

このような状況を踏まえ、さらには本算定に当たり、税制改正の内容及び資産割を含めた税率設定の試算、及び一般会計の決算見込みを踏まえた一般会計からの法定外繰入金を含めた試算を行い、検討してまいりました。

いずれにしても、財源不足が約7,000万円見込まれることから、一般会計からの法定外繰入金を見込まない場合は、1世帯当たりの調定額ベースで、平成21年度本算定に比べ約1万9,000円の増、率で11.7%引き上げる必要があります。

しかしながら、国民健康保険税の大幅な負担増による市民生活への影響に配慮し、また、一般会計においても厳しい財政状況にありますが、財源不足が見込まれる約7,000万円の2分の1に相当する3,500万円を一般会計からの法定外繰入金として投入し、国民健康保険税条例案にお示した税率により、平成21年度本算定に比べ1世帯当たりの調定額ベースで約1万円の増、率で6.3%の引き上げとしたものであります。

次に、今回の条例改正と国保会計の財源不足補てんとの関係について、1点目の地方税法等の一部改正による限度額の見直し、及び非自発的失業者にかかわる軽減対策等による市の国保財政に対する影響額とのご質問にお答えします。限度額の見直しによる影響額といたしまして、約500万円の増加となります。また、非自発的失業者につきましては、現時点で申しますと、13件の申し込みがありまして、額にいたしますと約200万円ですが、基盤安定負担金等でおおむね補てんされることから、影響は低いものと考えております。

2点目の所得割税率及び資産割税率の見直しによる影響額並びに一般会計からの繰入金3,500万円は、財源不足を補う上でどのような割合になっているかのご質問にお答えします。今回の税率改正の主な要因につきましては、国保世帯の所得の大幅な落ち込み、及び療養給付費の増加等によりまして、1億円程度の財源不足を生じることから、今回、税率改正を行おうとするものであります。

資産割税率につきましては、2分の1に縮減したことにより約1,700万円減収になりますので、その減収分相当額を所得割税率の引き上げで補おうとするものであります。

また、繰入金であります。所得減少分等による保険税収入の落ち込みが約7,000万円も見込まれることから、この2分の1相当を一般会計からの法定外繰り入れによりまして所得割の出る所得層の負担軽減を図るものであり、所得割税率の0.9%相当を抑制したものであります。

3点目の今後においての一般会計からの法定外繰り出しについての考えであります。今回の税率改正につきましては、議員ご指摘のとおり、医療費の増加に加え、個人所得の減少により、現行税率では国保財政は維持できないと判断したことに加えまして、被保険者に対し大幅な負担増は避けるべきとの判断から、今回、一般会計からの法定外繰り出しにより、可能な限りの負担軽減を図ったものであります。

今後におきましても、厳しい国民健康保険事業運営となると考えますが、市といたしまして

は、引き続き各種検診等の実施やレセプト点検等により医療費の適正化を図るとともに、財源確保に努め、極力、一般会計からの繰り出しは避けたいと考えております。

4 点目の勝浦市財政健全化計画を策定した平成17年度から平成21年度の決算見込みまでの財政の推移とその分析及び今後の見通しについて申し上げます。

平成17年度から平成21年度までの5年間の一般会計決算額及び見込み額を分析いたしますと、三位一体の改革の影響を強く受けた平成17年度から平成19年度の3カ年の地方交付税の平均額が約20億7,000万円であるのに対し、平成20年度及び平成21年度の2カ年の平均額は約22億9,700万円で、単年度当たり約2億2,700万円、地方交付税は増額となっております。

市の財政が若干ではありますが、好転した要素は、健全財政維持のための歳出の節減・合理化とあわせ、歳入における地方交付税の増額による要素が大きいものと考えております。

しかしながら、本年度の国の予算が過去最大の約44兆円の国債をもとに編成されたもので、平成21年度末現在の国債発行残高が約600兆円、平成10年度末に比べて約2倍の状況にありますことは、今後、国家財政の健全化がより一層大きな課題となることが見込まれ、地方交付税削減の可能性がありますので、今後とも政府の地方に対する財政施策に注意を払うとともに、地方財政の維持・向上について、引き続き要望する必要があると考えます。

次に、市独自の健康事業等の実施についてであります。現在まで各種がん検診や健康教育事业等を実施してきておりますが、国民健康保険制度では平成20年度より特定健康診査及び特定保健指導の実施が各保険者に義務づけられ、今年度で3年目となります。

また、単独事業としては、短期人間ドック助成事業を実施しておりますが、議員ご指摘のとおり、医療費を軽減し、市民の健康をより一層守るために、今後、どのような施策をどう展開していく必要があるのかを、具体的に今後策定される基本計画の中で盛り込んでまいりたいと考えます。

以上で水野議員に対する一般質問の答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁させていただきます。

○議長（板橋 甫君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、旧名木小学校跡地の所有権の整理と有効活用について。

1 点目の名木小学校跡地の旧地権者を取り交わした協定書、確認書の扱いは、その後どうなっているのかとのご質問であります。勝浦市名木紅葉89番地の11の学校用地につきましては、平成9年3月28日付で市と相続人である吉野 愛氏ほか4名の者と、勝浦市立名木小学校用地寄附に関する協定書を取り交わしており、本協定書では、学校用地として用途を廃止したときは無償にて返還することになっておりますが、その後、当該返還される土地の一部について、市が買収した土地売買契約書が判明され、本売買契約書における1,123平方メートルについて、市が取得したものとして返還面積から減ずるため、協定書に基づく確認書の一部を平成21年12月25日に変更しております。

2 点目の紅葉89番の11の1,994平方メートルのうち、市有地としての1,122平方メートルの境界確定及び他の隣接する土地との境界確定についてのご質問であります。紅葉89番の11の1,994平方メートルのうち、市有地としての1,123平方メートルの境界確定につきましては、去

る5月31日に旧地権者と協議をいたしました。今後、旧地権者との境界確定の協議が成立次第、境界を確定するために必要な測量に係る経費を9月補正予算に計上してまいる考えであります。

なお、紅葉89番の11と隣接する他の境界は、平成9年に確定しております。

3点目の通学路としてあるとしてある土地は、紅葉100及び101の地権者に返還することになっているが、その測量及び境界確定はどうなっているのかとのご質問であります。通学路として活用してきた土地は、紅葉100及び101の地権者に返還することになっており、平成9年に測量を実施し、学校用地との境界を確定しております。

なお、土地を返還する時期や通学路の原状復帰につきましては、昨年度から地権者と協議しているところであり、本年度も去る5月31日に話し合いを行い、協定書どおり履行されたいとのことでありました。市といたしましては、地権者の要望等もありますので、具体的な時期について協議してまいる考えであります。

4点目の平成24年度末を待つことなく、土地問題の早期解決が望ましいと考えるがとのご質問でございますが、旧名木小学校の跡地問題につきまして慎重な協議をしてまいりました。跡地問題を早期に解決するために、今後も旧地権者との協議を進め、早急に境界を確定してまいりたいと考えております。

今後、境界確定の協議が成立次第、測量等に係る経費を9月補正予算に計上してまいる考えであります。

以上で水野議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。一問一答方式は初めてなもので、お互いに手探り状態で、いろいろそごもあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず農業問題について、一通り説明はいただきました。今、全体についてここで議論するつもりは毛頭ありませんが、それは中身的に言うと、A4版の29ページ、附属資料を入れると31ページに及ぶ非常に膨大なもので、一つ一つやっていると切りがない。これはまた、後ほど具体的な形で総合計画の中に出てこようかと思うので、その際、議論に参加させていただきたいと、このように思いますが、そのためにも二つ三つ、質問をしたいと思います。

一つは、農業銀行については、貸し手と借り手のバランスが崩れちゃって、平成10年から開店休業だと言われているんだけど、これが方針に出ているんですね。そうすると、何でバランスが崩れて、何で開店休業になったのかという分析もなく、また、こんなところに方針出してくるというのがそもそもおかしい。

いろいろ見てみると、勝浦にないもの、なければ設置するという方針が当たり前なんだけど、ないものをどうやって推進するんだと、こういうがあるので、率直に申し上げて、国の農水官僚や県の官僚がつくった全国どこへでも通用するような作文で、おりてきたものをみんなが

追認してやっていると。そこには勝浦市の特性というものが余り見えてこないし、市長の勝浦市の農業に対する問題意識や思い入れみたいなものがかいま見ることさえできない。官僚の文章がいろいろ装飾を施されて出てきた。だから、実情とそぐわない表現がところどころ散見するというのが私の見解です。これは私の見解で担当者の見解とは違うかも知れないし、それはもちろん市長の見解と違うかも知りません。その違いを今ここで議論するつもりはあまりませんが、一応、説明は説明、報告は報告として承っておきたいと思います。

ただ一つ、中身について2点ばかり説明を求めたい点があるので、お願いいたします。農地利用集積円滑化団体というのは、一体どんな団体なのか。農地保有合理化法人というのは、一体どんな法人なのか、これはどういう形になっているのか、勝浦に存在するのかしないのか、これらを含めて、わかりやすくご説明をいただきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。農地利用集積円滑化団体でございますけども、これは今回の農業経営基盤強化促進法が改正されて新たに設けられたものでありまして、具体的に申し上げますと、市町村、あるいは農業協同組合等が農家の皆さんから土地を代理で預かるといいますか、貸したり、あるいは売ったりする仲介をする団体でございます。現在、夷隅郡市ではいすみ農業協同組合がこの団体になるべく事務を進めております。今回の農業経営基盤強化促進法に基づいて市のほうの構想を一部改正いたしましたけども、そこにこの条項も盛り込んでおりまして、今後、いすみ農業協同組合が、これ、夷隅郡各市町、今現在、この構想についてでき上がっておりますので、それに基づいて、今年の秋、平成23年度以降の計画を各市町村がつくりますので、実際には9月末になりますけども、それができ上がりますと、農協のほうでこれらに関します規定等につきまして、市のほうに協議をして、市が認定して事業を開始するという手はずになっております。これが農地利用集積円滑化団体の内容でございます。

農地保有合理化法人につきましては、現在、勝浦市では設定されておられません。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 農地保有合理化法人に設定されていないし、円滑化団体もいすみ農協が始まって、今度は追い追い勝浦もやっていくんだろうという答弁に受けとめたのですが、今後の新長期計画の中には盛り込まれる中身になるんですか。つまり、基本構想と言うのだから、これが農業政策の一つのベースになるんじゃないかというふうに思うので、長期計画の中には入るのか入らないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。次期長期計画につきましては、平成22年度で策定して23年度から始まるものでして、これから7月、8月、9月、3カ月をかけましてこの基本構想を、今後、平成23年度以降、10年を目安にした計画を策定するわけですけども、当然のこと次期総合計画との整合性を図らなければいけませんので、その辺は総合計画の策定を踏まえて、本構想の策定に臨むという考えでおります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） わかりました。農業問題はこれくらいで切り上げておきたいと思います。

次に、市有地の適正管理と有効活用について。1番目の筆界特定書をどのように受けとめて、

どのように対処してきたかという問題について、これは言ってみれば、判決と同じような効果がある。これをもとに、これから対応するんだよと。場合によっては法定活用も含めて対応するというふうにして、半年ばかり続いた。

今日の答弁を聞くと、1人だけ残して、あとはみんな同意書をもらったというふうになっているんですね。この1人がうんと言わないので、話し合いがつかないから、言ってみれば、9月の補正で裁判経費を盛り込んで、裁判にかけても、この問題については結論を出すんだと。もう打つべき手はすべて打った。だから、司法の場で決着していただく、こういう考え方だろうと思うんですね。半年前のやりとりから比べると、格段の進歩で、よくぞ思い切ってくれたなという気がするんですけど、問題は話し合いに応じればいいんでしょう。応じない場合に、どうするんだというんですね。裁判にかける。裁判にどういうふうにかけるのか。どいてくれと、壊せと裁判かけるのか。裁判やる場合には、我がほうの主張を全面展開して、こちらの主張と向こうの主張をぶつけ合って、法定の場で闘うのが裁判闘争だと理解しているんですね。だから、我々の考え方とすれば、それは早く撤去したい。占有の事実をまず確認するということですね。

これは地境をはっきりする。決着を求めなければいけない。境界線がはっきりすれば、占有の事実がはっきりする。しかし、裁判は2年、3年かかりますよ。こちら側の主張は、不法占有しているという認識だから裁判にかけるわけでしょう。不法占有している人間に対して、条例はどういう定めがしてあるんですか。不法占有している者には、過料5万円、占有料というのをぶっかけられるわけですね。占有料を請求するところに、不法占有している罰金も請求できる。これをやらないと、これは本物の裁判にならないでしょう。あなたは私の地所に踏み込んできているからどいてくれというだけではだめなんです。踏み込んできているんだから、どいてくれと。どくまでの間は借地料を払えというのは当たり前なんですよ。そのための法定外公共物管理条例でしょう。この法定外公共物管理条例は、平成13年4月1日施行、3月の議会でもって法定外公共物が国から移管されることを前提にして、国から移管された法定外公共物、いわば市民の財産を適切に管理し、守るという任務を持ってつくった条例なんですよ。その条例が破られて不法占有されているんです。その場合に、どういう裁判やるんですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、市長の答弁の中で、もう既に1年半も経過した中で、次は具体的な司法判断を仰ぐというお答えをしておりますが、ただいまの質問の中では、もう既に不法占有をしている状況だというご指摘でございますが、先ほどの答弁にあるとおり、5名の方がこれに関与しておりまして、そのうち4名の方は理解をしていただいて、同意書を市に上げていただきました。残る1名については、去る6月3日にも3回目のお話し合いをいたしました。以前と変わらない考え方でございますので、今日のようなお答えになったところでございますが、現在の段階でまだ不法占有であるという、それは筆界特定官の特定した筆界線であれば、そのようなことがあります。それがまだ確定しているものではないというふうに考えております。ですから、この裁判において、この境界線を確かに確定した上において、不法占有かどうかというものも判断されるものと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 裁判のことはあんまりわかってないね。つまり、自分のものがとられた。あなたが持っているものはおれのものだ、返せというのが当たり前ですよ。それは泥棒なんだから、謝罪せいということになるのは当然でしょう。それは筆界特定制度を活用したのは、裁判と同じ効力を持って、こちら側が何を主張するかですよ。自分の土地であると。市民の貴重な財産であるという主張があつて、それでどけと言っているわけでしょう。境界をはっきりさせるというのだから、それは市民の財産を侵害しているんですよ。そうしたら、それはどいてもらうのが当然でありましょう。だって、侵害しているものについて、それまでの借地料を払えというのは当たり前の話なんです。

私が申し上げているのは、5人全部と言っているつもりはありません。物事というのは、和解というのがあるのです。裁判にかけなくてたって、実際に聞くとところによりますと、さっきの答弁だと、5人のうち4人はオーケーだと。この人については和解だから、市長の裁量権がありますよ。全部どくまで占有料をよこせとか、あるいは罰金を払えとか、そういうことを言う必要ない。市長の主張を認めて、わかりましたと。だけど、今、すぐ急に立ち退けと言われても、それはなかなか困りますので、例えば改築のときとか、あるいは建物が傷んできたときには引っ込みますという誓約書で和解するということは可能なんです。私はそれまで罰金取れなんて言うつもりはありません。どうしても市の主張を認めないのだったら、認めさせる。それは何でやるか。法廷で、裁判で認めさせる。我々の主張が正しければ、当然、市の不動産を占有しているのだから、占有料は払わなければいけない。ほかの人からもらっているでしょう。法定外公共物を占有している人は、勝浦市の法定外所有物だから占有料を取っているわけですよ。相手が認めようが認めまいが、勝浦市の姿勢としては、勝浦市のものを占有していたら、占有料を請求するのは当たり前なんです。それじゃなかったら、市民は平等ではないでしょう。しかも、市長の許可を得ないで占有しているんだから、これは罰則規定があるんですよ。罰則規定を適用して、罰金を請求し、占有料を請求する。これは当たり前の話ですね。これをやらなかったら、裁判にならない。何のための裁判なのか。だから、私は皆さんは裁判をよくご存じない気がするんですね。

裁判というのは、双方の最大限の主張を最大限ぶつけ合つて、それで法治国家である日本国憲法、司法に基づいて裁定してもらうのです。それが法的拘束力を持った決定になるわけでしょう。そのところまできちんとこちらのスタンスを決めないと、出っ張っているから引っ込めろよ、それでは裁判にならないんですよ。もっときちっとした答弁を求めます。責任ある立場の人からお願いします。

○議長（板橋 甫君） 藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） この件については、過去何回かこの場でいろいろ議論されたところであります。私は、強権の執行に当たっては、相手方は市民の一人ということで、でき得るだけ穏当な方法で、話し合いが可能となるならばということで、筆界の判定は下りましたけれども、その後、引き続き話し合いを続けてきて、ここへ来て4名の方々の同意が得られた。残念ながら1名の方はがんとしして聞こうとしない。しかし、私の考えは、ここまで私たちが来たのは、あなたの方の言っていることに、市は一切の聞く耳を持たないということの一つもしてこなかった。対象は市民の方であるからということ尊重しながら、現在まで来た。その結果がこういうことになっておりますので、これ以上、私たちが普通的手段では到底、結論を見出すことができ

ない。しかも、早急にやる必要がある。ここまで至った経過があるわけですから。その方法、手段については、当然、不法占有という名も使うことができるでしょうし、これまでに至った経過というものを逐一、法定で争う資料として十分に活用した上で、あくまでも市民の方々に説明のつく妥当な結論を引き出すべく、私たちは努力していきたい。それが今後、いろいろな場合のケースに当てはまることがあってはいけない。ごね得は許さないということを市民の皆様にも見ていただいて、納得をして、市民の財産は勝浦市にとっても一番大事なんだという認識を改めて市民の方々にも持っていただきたい、そういう公正な立場で、きちっとした論理を構成して闘っていきたい、そう考えます。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 市長の答弁だから最終的な答弁だろうと思うんだけど、私の立場から言うと、もっと歯切れよく、条例に照らして占有料、過料を含めて裁判やると。その中で和解というのはいり得ますよ。悪うございました、私のほうも少し意地っ張りやちゃったけど、この辺で受け入れますからといったら、それはチャラにしてやるのは市長の判断でいいですよ。だけど、初めからやるときには、ごね得を許さない。市民はみんな平等。該当者が5人いて、わかりましたといって認めて判を押して、場合によって撤去する、そういうような人たちと、ごねたままでいる人たち、全く同じなのか。これはごね得ですよ。

再度だめ押しみたいな質問したくないから、要望で結構ですけど、裁判をやるのだったら、立ち退きを求めると同時に、その間、過料、占有料を求める。それは全部じゃないですよ。市と話し合いができなかった人だけです。残り4人はそんなことやる必要ないです。政治的な配慮も必要でしょう。市長が言うように、市の主張を認めてくれて、円満に解決した。けども、そこにあるものをいきなり今、大金かけて壊せと言ったって壊せられないだろうから、それは認めますよという政治的な判断はあっていい。だけど、突っ張っちゃっている人間は、これは最後まできちんとした姿勢で争わなければ、裁判というのは完全勝訴にはならないということを最後に申し添えて、この問題は終わりにします。

名木小学校の跡地の問題なんですよ。言ってみれば、境界確定、そのための測量その他は9月補正でやりますよというので、それはそれでいいと思うんです。これはぜひやってもらいたい。例えば、特別養護老人ホームという施設が入ろうが入るまいが、勝浦市の適切な財産管理として、当然やらなければならないことだと思います。

先ほど前段者の質問のときに、特養ホームの進出の問題が、もう一件どこから話があるというのを聞きました。そうなってくると、11月いっぱいぐらいまでに市の同意書と申請書を県に出さないと、来年の認可が受けられない。そうすると、またもう1年先になっちゃいますから、それはその時期に間に合わせるようにして条件を整えるいうことが必要だと思います。

そういう意味から言うと、9月の補正というのはぎりぎりですよ。9月の補正で予算を組んでから測量を始めて、境界のくい打ちを始めてというふうになると、その作業は結構大変だと思う。そういうことは間に合うように、ぜひやっていただきたいと思います。

もう一つ、複数、手を挙げてきたときに、行政としてはどうするのかという気がするんです。大森のほうは地元で説明会やっているみたいだから、そっちのほうはよく知っているけど、もう一つはほとんど知らない。勝浦市として、それは平等でなきゃいけないし、先ほどもガラス張りにしろという話もありました。私もそのとおりだと思うのですが、勝浦市の全体の公的

施設の設置箇所、バランスの問題なんかも含めて、行政側としては早急に判断をして対応してもらわなきゃいけないと思うんですが、この点については要望として言っておきます。

もう一つは、先ほどから教育委員会が答弁しているんですよね。教育財産だと言うのです。だけど、教育の使命は終わっちゃってるんですよね。教育の使命が終わったものは、早急に教育委員会の管理から市長部局に移して、その土地をどうやって有効に活用するかというのは、勝浦市のまちづくりという視点から、いろんな計画の中に盛り込んでいく上で、率直に申し上げて、教育委員会の管理というのはなじまないんじゃないか。これから地権者だとか、業者だとか、県も含めていろいろ交渉しなきゃいけないと思うんですよ。教育委員会は、本来、こういうのは仕事じゃないでしょう。教育の施設としての任が終わったんだから、教育委員会から外してやって、教育委員会は教育委員会としての仕事に精を出してもらおうとして、市の一般財産として適切な財産管理をするものとしてこの土地を扱うべきだと思うんですけども、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ただいまのご質問につきましては、確かに教育財産ということで、特に今回の土地の返還は、今日現在、教育委員会のほうでその事務の処理に当たってもらっておりますけれども、議員おっしゃるとおり、実質的な廃止になっておりますので、今後、その辺の庁内での財産の移管について、十分検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 本件問題の最後に漏らしたものを1点だけお聞きして終わりにしたいと思うのですが、この市有地の適正管理、有効活用について、通学路として紅葉100及び101の地権者への返還、これは今あるものをひっくり返してU字溝なんか取っ払って、宅地として返還するというふうになっている。確認書によると、100番地のほうから180センチを100番地に残りを101番地にと、こうなんです。この経費はどこで出るんですかね。通学路を市は無償で借りているから、通学路として借りたものについては、測量してお返しするのは当然ですね。だけど、この確認書にこうやってあるから、市はその任をしょっちゃってるのかわからないんだけど、市の経費で180センチの境界を測量して打って、これはあなたのもの、こっちはあなたのものと、こういうふうにするのは、最後まで市の責任でやらなきゃいけないものなのかどうなのか、ひとつ考え方を聞かせたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。平成17年9月30日に地権者と締結しました協定書によりまして、通学路として活用してきた土地をアスファルト及びU字溝を撤去することになっておりますが、101の地権者からは、側溝を撤去すると旧名木小学校跡地からの雨水が本地権者の土地に流れ込むもので、新たに側溝を敷設してもらいたいという要望がございます。一方、100の地権者からは、返還する期日を明確にしてもらいたいとの要望がございます。本通学路については、この地権者の好意によって児童の通学のために無償で提供していただいた土地であるため、地権者の要望等踏まえ、原状復帰の仕様や返還期日等も含めて、関係課と協議しながら検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 国保事業に関連する財政問題についてに移りたいと思います。大変丁寧なご

答弁をいただきましたので、おおむねその範囲で理解するものでありますが、この点について、再度、確認の意味で質問したいんですけども、この一般会計から国保会計への繰り出しは、7,000万円赤字が見込まれると。そのうちの半分を法定外繰出金で、残りの半分以上を税制改正で、大まかに言うところのこの答弁だったと思うのですが、市長の答弁は、今後も引き続き医療費の適正化に努力すると同時に、これも今回は住民の過重な負担を避けるための措置であって、今後も適正化に努力すると、こういうふうな答弁だったんですけども、私はこういうふうに聞いているんです。的確に答えていただきたいんですが、被保険者の負担急増に対する緊急避難のための一時的な措置なのか、それとも今後ますます医療費がかさむ。担税能力が落ちてくるから、税率を上げなければ、今までの歳入だって確保できない。この双方と相まって、これから国保税は大変厳しい状況にある。だから、今後とも政策的に投入していくという考え方なのかどうなのかというふうに聞いたんですけども、いまいちあいまいなので、もう一度、はっきりしたご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。将来の投入でございますが、当然ながら政策的な部分があります。次年度以降の見通しでありますけれども、本年度の実績等を踏まえまして判断することになります。一般会計からの繰り入れにつきましては、財政状況から見て極めて困難な状況と思われます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今回の医療費の問題は、当初の想定を上回った増加が見込まれたということで、非常に大きな負担を市民に強いていかなければいけない。現在の勝浦市の市民の所得を考えれば、この南総地域の平均所得は極めて低い状態にあります。例えば、中間層といえども、都会でのレベルと比べたら、低所得者に類する金額であろうというふうに考えています。ですから、そういう負担にあえいでいる市民層を目の当たりにして、そこに一律に増加の比率をかけることは不適當です。したがって、一時的な緊急避難の性質は持つものの、今回は政策的な意図を持って充当して、一時、この急場を市民の方々も負担する層があるわけですから、市民も負担していただく。しかし、低所得者には若干の負担軽減をしていきたい。そのために、保険者のほうも負担を余儀なくさせられたという見解でありまして、今後、こういう状態を恒常的に続けようとは、現在のところ考えておりません。ただ、政策を考えるに当たっては、市民の生活が一番大事でありますので、生命の安全のために病院を利用するという道は、決して所得の高額、低額によって妨げるべきではないということを、私の根本として今後とも対応していきたいと考えます。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 本題というか、先に進む前に1つ確認しておきたいんですけども、先ほど行政側の答弁で、一番最初の質問事項について、減免措置をしても、なお滞納している世帯、減免措置を申請しないのに滞納している世帯を聞いたのですが、これの答弁は勝浦市には600人強の滞納者がいると。その600人のうち減免措置を申請しているのは約200人が該当する。残りの400人は減免措置さえ申請していないという答弁だったんですけども、こういうふうな理解でいいかどうか、数字の確認を、まずこれから議論を進める上での前提として確認しておきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。ただいまの質問につきまして、減免措置と減額措置というのが別にございまして、減額措置につきましては、条例上、その数字に該当すれば、そのまま適応になるんですけども、減免措置につきましては申請しなくちゃいけないということで、これが保険税条例のほうの第24条の関係でございまして、それにつきましては平成21年度につきましては4件の申請がございます。ですから、考え方が全然違う問題でございまして、そういうことで減免申請がオートマチック的には第23条の関係で減額措置はされるところでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 大変失礼しました。質問する側が言葉足らずで申しわけありません。免ずることは、確かに今、課長が答弁したとおりに思うのです。減額措置7割、5割、2割、これはそのまま適用するということなんでしょうけれど、その適用を受けていて、なおかつ滞納している人、そういう適用を受けないで滞納している人を質問したつもりなんです。それに対する答弁が、滞納している人が600人、そのうち7割、5割、2割の減額申請している人でも、なおかつ滞納しているのが200人。残り400人は何もしないで滞納している人、こういうふうな答弁に聞いたんだけど、これでいいのかという確認なんですけど、私の仕方が悪くて時間を無駄にとっちゃって申しわけないのですが、再度お願いします。

○議長（板橋 甫君） 花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。軽減、7割、5割、2割につきましては、全体で対象者が2,000人おります。そういう中で、対象者中の滞納者について200名いるということになります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 7割、5割、2割の適用外の人で滞納しているのは何人いますか。

○議長（板橋 甫君） 花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） それにつきましては、滞納者は全体で600名強います。あと、200名の残りがその他の滞納者ということになります。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員。

○15番（水野正美君） 600名滞納している。そのうちの200名が7割、5割、2割の適用者、こういう理解でいいんだろうと思います。

次に移ります。急激な変化と言うんだけど、確かに大変なことはわかる。問題は、今出ている滞納している600人。しかも、7割、5割、2割を減額していても、なお払えない人たち、そういう人たちの実態というのを皆さん方、どういうふうにとらえているのか。つまり、課税客体を正確に把握しないと、むしり取るわけにいかないし、といって、余裕があるのに滞納している人がいるのかいないのか。一般的に言うとは大変だと思うんですね。確かに高過ぎる。これを政策的にやろうとするんだったら、思いつきじゃなくて計画的に、勝浦市の財政方針、事業計画、全部、根底的にひっくり返して検討しないと、この問題は処理できないというふうに私は思うんですね。だから、最もわかりやすいのは、文化会館なんかやめてしまって、こういうところに、あるいは水道料金につぎ込んだほうが市民のためになるんだというのは、論理が明快ですよ。わかりやすい。そこまでやらないにしても、そういうことをきちんと考えなき

やいけない。

3,500万円、どこから出てきたのか。一般会計の財調から取り崩していないんだけど、一般会計の財源から生み出しているんですね。の中で、どんな財源から生み出しているのかといったら、この前も言ったけど、今年で2年目を迎えた小高御代基金1,700万円。これは私の一般質問に答えてくれて、今まで高校、小学校、中学校の入学祝い金が倍額になりました。小学校が1万円が2万円、中学校が1万5,000円から3万円、高校が2万円から4万円、これが約500万円ぐらい。残りの千二、三百万円は市の老人福祉政策なんです。これを小高御代基金から食いつぶした。10年たったら小高御代基金はなくなります。それから先に母子家庭のお子さんたち、中学に入るのに7万円から8万円かかる。そういう人たちに対して、こういう基金は全部なくなります。その後、勝浦市はどういう母子家庭の子供たちに対する福祉政策を続けるのかということが議論にもなっていない。福祉基金から1億円借りました。去年と今年で2,500万円ずつ、半分返した。だけど、あとの5,000万円は残っちゃっている。こういうものの積み重ねでしょう。

私は、もちろん国保に反対しているわけじゃない。だけど、勝浦市の財政に限りがあるとするれば、本当に勝浦市の財政計画、事業計画を根底から考えなければいけない。皆さん、年少組とか2歳児なんかを保育園に送っていったりする機会はないかもわかりませんが、私はたびたび行くんだけど、寒風吹きすさぶ中を3歳未満の子から年中組も含めて、午後4時過ぎると、廊下じゃないんですよ。吹きさらしのすのこの上を靴とかばんを抱えて、2教室に集中されるのです。1教室は2歳児、もう一つは、高い年齢のクラス。そこへみんな集中されて時間外保育を4時から6時過ぎまでやられる。そういうのを見ると、かわいそうになっちゃうね。勝浦市の未来を背負う子供たちが、こんなところで、こういう寒々とした思いでもって移動させられるということなどを目にとると、行政はいっぱいいろいろ多岐にわたっているから、そういうものを含めてきちっと精査をして、やるならやるように、きちんと総合計画の中で、削るべきは削り、やるべきはやる、こういうことをやらないと、勝浦市は将来展望ないですよ。

保育園の話しましたが、耐震診断の避難場所になっている小学校だって、保育園だって、給食センターだって、みんな古くなっちゃって、早急に手をつけなきゃいけないようになってきている。先般、公民館や市民会館が使用禁止になった。こういうものについて、そういうところにしわが寄っているというふうに我々は考えなきゃいけないんじゃないかと思うんですね。

ちなみに、これは前にも私、言ったんだけど、この間、民生費が格段に上がっています。平成10年の民生費は16億円、19.6%の構成比が、平成20年は20億5,987万円、30.1%の構成率、農水費は10億円余り、12.4%あったものが、平成20年では1億9,576万9,000円、つまり2.9%にまで激減しているんです。私の質問に対して市長は、これから先、民生費は増えて削れないと、こう言ってますね。農水費にしわが寄っている。そのほかにも普通建設事業費、これが激減しているんですね。

だから、そういう勝浦市の今の財政状況と住民のいろんな行政ニーズにこたえて、もう一遍見直さないと、市長が言っているように、思いつきじゃなくて、一般会計から補充することには、それ相応の検討が必要で、2カ月半ぐらいで3,500万円の繰出金が出された。それはいいです。別に反対しません。だけど、それだけで済まないとするならば、その後、この3,500万円というのはどういう意味を持って、今後、どうしていくのかという展望がないと、そのと

きのしり切れとんぼで終わっちゃう。私が過去に1,500万円、1,000万円、500万円の法定外繰出金を平成15年、16年、17年の小泉の時代にやった。一般質問の最初に申し上げましたが、平成15年は1,500万円、平成16年は1,000万円、平成17年は500万円で、これで財政再建団体に転落することも現実の問題としてとらえなければならないような状況の中で打ち切られたんですね。

今はどういう状況なんですか。少し垂れが出てきて、余裕ができた。今度、民主党政権になって少し垂れが出てきた。小泉の痛みがあるから、少し甘い汁を吸わせなきゃいけないけど、参議院選挙が終わったら、どうなるかわけわからないですね。菅政権は、44兆円を増やさないといい始めた。

そういう状況の中で、これから勝浦市は新長期計画を立てていかなきゃいけない、こういう状況になっているわけですね。ですから、そういう意味も含めて、この問題についてはきちっとした対応が必要だろうと思う。

緊急避難かと聞いたのは、緊急避難だったら、大変なんだよ。これは国保特別会計、平成16年は次年度の繰越金が2,444万9,000円出ている。だけど、平成15年からは1億2,105万円の繰越金をもらって、その上で2,444万9,000円を次年度に繰り越した。単年度では9,660万円の赤字になった。このときに法定外の繰入金を1,000万円入れた上ですよ。平成17年は、これまた大幅な国保税の値上げをやった。この値上げの状況というのは、国保審議会の資料によく出ているから、みなさん見ていただくとわかるんだけど、それは大変な数値になっているわけですね。平成16年は、医療分、介護分合わせて、所得割が9.50%、これが12.90%まで大幅に上がったんです。資産割は変わらず、均等割が2万5,800円から3万1,800円に、平等割が2万6,400円から3万6,600円に、こういうふうにした上で剰余金が1億1,506万円出た。2,444万9,000円、前年度から繰り越されているから、単年度収支は9,061万3,000円になる。このときには、財調に積み立てられなかった。翌年の平成18年には、また大幅な値上げを行って、これも所得割は12.90%から12.30%に下がったんだけど、均等割、平等割はさらに大きく膨らんで、均等割は3万1,800円が4万1,400円、約1万円近く、平等割が3万6,600円から4万2,000円に上がっている。ここで大幅に増やして、予算上の財政調整基金に5,000万円、年度末へ来て地方自治法233条の2項を適用して剰余金から積み上げた5,000万円。あわせて、この年に1億円を積み上げて財調が初めて1億円たまった。

平成19年にも値上げやって、ここでも8,000万円を財調に繰り入れて、財調が1億8,000万円、平成20年は単年度収支が5,076万3,000円赤字になった。財調から2,122万円繰り込んでいるから、両方で7,000万円余り、ここの年にもう赤字なんです。平成21年はどうか。財調から5,100万円繰り込んで、単年度収支は2,400万円ばかり赤字になっているから、ここも7,000万円赤字になる。今年は残る1億778万円が全部財調を取り崩して、会計に繰り込んで、その上で今回みたいにまた値上げをやって、それで一般会計から法定外繰出金を3,500万円繰り入れた。

これから先、どうなのかというと、医療費はどんどん上がっているでしょう。これから先の展望はどうなんだといったときに、担当課とすれば、このまま行ったらどうなるかということ、もう少し危機感を持ってとらえていいんじゃないかなという気がするんですけど、再度、これから先、どういうふうに推測されるのか。そうなった場合に、今の3,500万円の一般会計からの法定外繰出金で済むのか。もう投入する財調はない。医療費はどうか。これは今までの医療費を見れば、大体推測できる。この辺について、どのような見解を持っているのか、お

聞かせたい。

その辺のことをきちんと現状を分析し、将来を見据えた上で、こういう一般会計からの繰出金をやるというんだったら、それなりの覚悟と方針を持ってやってもらいたいと思うんですが、差し当たって担当者からの今後の見通し、現状分析を報告していただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義信君） 総じて、議員ご指摘のとおりでございます。いきなり国の話になりますが、厚生労働省においては、市町村単位の国保運営につきまして財政難が続いており、限界にきているという認識であります。この財政運営を広域化する方針としておりまして、現在のところ、時期や方法など、詳細等はまだ決まっておりません。千葉県によりますと、市町村を支援するための広域化等支援方針を策定いたしまして、千葉県、あるいは保険者である各市町村が共同して、この広域化支援方針に沿って国保事業の運営の広域化、あるいは安定化の推進を図ることとし、今後、市町村と意見交換をしていくとのことであります。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） これをもって水野正美議員の一般質問を終わります。

午後3時25分まで休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時25分 開議

〔11番 岩瀬義信君退席〕

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 私は、平成22年度6月定例会において市政に対する一般質問を行います。本日、私が最後ですので、もうしばらくの辛抱ですので、よろしくお願いいたします。

国民の期待を失望から絶望に変えた末に、鳩山政権が崩壊し、菅 直人氏が4日、民主党の新しい代表に選ばれ、衆参本会議で首相に指名されました。しかし、参議院選挙を目の前に控えた今回の首相交代劇は、表紙をすげかえただけにすぎず、問題の本質は変わっていないのが現実であります。首相誕生に国民の関心をそらし、これまでの失政や迷走を水に流そうという民主党の企ては、国民不在の政治そのものであります。国民の期待と信頼にこたえられる安定した政治運営が、今ほど強く求められているときはないと思うのであります。

勝浦市にありましても、市民ニーズが多様化する現状にあって、すべてにきめ細やかな対応と英知の集結によってぶれない市政の建設を目指し、市民への満足度を幾重にも拡大した施策の展開は急務であります。そこで、現在、最も課題性の高い問題に絞り、質問をしてまいります。市長を初め関係課長の明快な答弁を望むものであります。

初めに、安心できる介護制度への取り組みについてお尋ねいたします。私たち公明党は、3,000人を超える地方議員が動き、昨年11月から12月上旬にかけて、介護問題総点検運動を行ってまいりました。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢化社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んだものであります。

そして、このたび、10万件を超える介護現場の貴重な声をもとに、2月24日、12項目の政策

提言を新介護公明ビジョンとしてまとめて発表し、国に対しても早急な取り組みを要請したところであります。

介護保険制度も平成12年度にスタートして10年、介護サービス基盤の充実とともに、制度が広く住民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができます。

安心して老後を暮らせる社会を目指して、新介護公明ビジョンの提言を踏まえて、介護保険の保険者である市長にお伺いいたします。実施した総点検では、介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している現状が浮き彫りになりました。施設待機者は、例えば特養の場合、2009年、厚生労働省調査によりますと、42万人を超えています。このうち優先入所が必要な要介護4、5の待機者は6万人以上に上ります。こうした待機者が安心して入所できるように、私たち公明党は2025年までに施設待機者の解消を目指します。具体的には、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設、いわゆる介護3施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設やグループホームの3倍増を提言しています。そこで、勝浦市の施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者の実態をどのように把握しているのか、お聞きしたい。

次に、病院や施設に入所するのではなく、住みなれた我が家で介護を受け続けたいと希望している高齢者も数多くいます。このため、公明党は訪問介護サービスを大幅に拡充させ、24時間、365日利用できる体制を提言しています。厚生労働省が2007年に実施した国民生活基準調査によりますと、要介護者と同居している家族のうち、介護者側の年齢が既に60歳を超えた割合は58.6%です。また、65歳以上の高齢者が高齢者を介護する老々介護世帯も、介護を行っている全世帯の半数を超えたと言われています。高齢者が安心して自宅でいつでも介護サービスが受けられるよう、公明党は在宅介護支援の大幅拡充を提言しております。

そこでお尋ねいたします。勝浦市における老々介護の実態はどのように把握しておられるのでしょうか。

次に、我が党では、3年間、介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するシステムの導入や、介護ボランティアに参加した高齢者にはさらに軽減するシステムを提言しています。最近では多くの自治体で、介護ボランティアに参加した方々にポイントを与え、それを介護保険料の軽減に結びつけるという施策を行っております。一方の自治体では、一般のボランティア活動にもポイント制度を広げていこうという取り組みを初めています。

そこで、介護保険を利用しない元気なお年寄りへのお元気ポイント、また、介護保険ボランティアに参加した高齢者へのボランティアポイント制度などの運用と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

次に、自宅の介護で困っていることはとの問いに、介護する家族の身体的、精神的、経済的負担が大きいと53%と最も多かったことから、家族介護の休暇、休息を保障するレスパイトケア事業の拡充など、家族にリフレッシュしてもらうための事業の拡充を我が党は提言しています。介護疲れや介護うつという現象もあり、介護に携わる家族の負担にも限界があります。介護の休暇、休息を取り入れる仕組み、レスパイトケアの充実、これからの重要な課題だと考えています。

そこで、勝浦市におけるレスパイトケア事業の拡充の運用計画について、前向きな答弁を求

めるものであります。

広範多岐にわたる質問内容であります。答弁漏れのなきよう、明快な答弁を求めるものであります。

次に、予防ワクチンの公費助成について伺いいたします。ワクチンの承認、定期接種など、諸外国と比べて日本の予防接種の現状はおくれています。先ごろ、我が党の招きで「アメリカの制度から見た日本の予防接種の課題と新ワクチン導入への期待」と題して講演した国立成育医療センター感染症科の斉藤昭彦委員長の講演要旨を紹介いたします。内容を全部紹介したいのですが、時間の関係上、一部、割愛して申し上げます。

「主要先進7カ国において、WHOが強く推奨しているワクチンの接種状況を見ると、各国では定期接種となっているヒブワクチンの接種は、日本では任意接種となっています。また、小児用の肺炎球菌のワクチン接種もほとんどの国で定期接種ですが、日本ではようやく任意接種として接種が始まったばかりであります。

日本において、原則として国民の負担のない定期接種と、一部地方自治体の補助があるものの、接種者に大きな経済負担を強いている任意接種という分類があります。これが日本のワクチン制度の大きな課題であり、任意接種に含まれる予防接種に対して経済的負担が大きく、接種率が低い原因にもなっているのです。

細菌性髄膜炎についてですが、この病気は症状や徴候から診断が非常に難しく、小児科医が最も恐れている病気です。日本で毎年約1,000人が発症しますが、5～10%の患者が死亡し、30～40%の患者に聴力障害、知能障害などの後遺症が残ります。発症の原因は、ヒブと肺炎球菌の感染が8割を占めています。アメリカでは、1988年のヒブワクチンの定期接種によって、ヒブ感染症の患者がほとんどゼロになりました。日本では、20年おくらせてようやく昨年12月にワクチンが販売されるようになりました。任意接種で、かかる費用は1回につき約8,000円で、計4回の接種で、約3万2,000円もかかります。このような高額な患者負担の実態があり、接種したくてもできない現状があります。日本の子供たちをワクチンで防げる病気から守るため、必要なワクチンが国から無償で提供され、安心してワクチンを接種できる社会環境の整備こそ、今こそ必要ではないか」という講演でありました。

勝浦市としても、ヒブワクチン、そして小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成に取り組むべきと思われますが、市長のお考えをお聞かせください。

あわせて、子宮頸がんワクチンについて伺います。子宮頸がんは、年間1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっていると推定されております。20代、30代の女性に急増しています。原因のほぼ100%がウイルスの感染によるもので、発症原因がわかっている唯一のがんであります。そのため、早期検診と予防ワクチンの接種でほぼ100%防げます。我が党は子宮頸がんを予防するワクチンの承認について、全国で署名運動を行い、一昨年11月には当時の麻生首相に申し入れを行いました。その結果、昨年10月に承認が実現し、任意による接種が認められたところであります。しかし、接種には5万円近く費用がかかるため、ヒブワクチン同様に接種したくてもできない状況であります。

子供と女性の命を守るヒブワクチン接種と小児用肺炎球菌ワクチンの接種、子宮頸がんワクチンへの公費助成が全国の自治体で広まっております。勝浦市でもぜひに行うべきと思われますが、前向きな答弁をお願いいたします。

最後に、口蹄疫対策についてお聞かせください。去る4月に発生が確認された家畜伝染病口蹄疫の被害は、一向におさまる気配を見せないまま、宮崎から九州全域へと拡大しています。風評被害においては、全国的な影響もあり、被害総額は160億円を突破いたしました。看過し得ないことは、宮崎県において人と車の移動に自粛を求めざる得ない状況にあることであります。これは9月にゆめ半島千葉国体並びに全国障害者スポーツ大会を迎える千葉県にあって、十二分な備えを固めるものであります。千葉県においてはどのような対策を講じているのか、お伺いしたい。

あわせて、馬術競技の会場となっている勝浦市は万全を期するべきと思われますが、県からどのような指示になっているのか、お伺いしたいと思います。

以上、登壇での質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、本市における施設待機者の実態と要介護4及び5の方の施設入所希望の実態についてお答えいたします。なお、施設待機者の数につきましては、重複申し込み者を含めた人数であります。

平成22年5月末現在の状況であります。特別養護老人ホーム総野園の入所待機者につきましては、50人定員のところ173名となっており、入所待機者のうち要介護4の方が41名、要介護5の方が22名となっております。

特別養護老人ホーム裕和園の入所待機者につきましては、80人定員のところ170名となっており、入所待機者のうち要介護4の方が23名、要介護5の方が14名となっております。

続きまして、老人保健施設やすらぎの郷の入所待機者につきましては、100人定員のところ33名となっており、入所待機者のうち要介護4の方が4名となっております。

また、要介護4及び5の施設入所待機者の実態につきましては、入院中が16名、在宅者が88名となっております。

次に、本市の老々介護の実態についてのご質問であります。総合相談や介護予防支援業務及び高齢者福祉サービス利用者等の実態把握訪問から把握した基礎データをもとに、平成21年11月から緊急雇用創出事業を活用し、高齢者支援ネットワーク構築事業として、高齢者世帯の生活全般が見渡せ、災害時等の対応も含め、切れ目ない支援を可能にするため、台帳整備を進めているところであります。

平成22年4月末現在、独居を除く実質高齢者世帯は1,074世帯で、そのうち介護認定を受け、在宅で老々介護をしている世帯は94世帯であります。94世帯のうち介護サービス利用者は76世帯で、残り18世帯は介護サービスを利用しておらず、家族介護をしています。

また、老々介護をしている世帯には、介護者も介護認定を受け、ともに介護サービスを利用しているものが20世帯あります。

また、子供家族と同居であっても、日中は若い人が働いておりますので、介護の担い手は高齢者という状況がありまして、これらを含めると老々介護の割合は高いと言えます。

これらの方たちは介護サービスのみならず、高齢者を対象とした福祉サービスの利用や地域包括支援センターの定期的な訪問による支援、別居家族の支援等を受けながらの介護をしてい

るのが現状であります。

今後におきましても、訪問を中心に実態把握に努めて、介護保険のみならず、高齢者福祉サービス等につなげ、介護保険事業者、医療機関や地域の民生委員を初め、地域組織等と連携を強化し、高齢者支援に努めてまいります。

次に、介護ボランティア制度の導入についてのご質問であります。制度の具体的な内容につきましては、高齢者の社会活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設等において要介護者に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与し、そのポイントの使途については、当該高齢者から申し出により換金し、介護保険料や介護サービス利用料に充てることができるという制度であります。

介護支援ボランティア活動につきましては、高齢者の予防、住民相互による地域に根差した介護予防など、社会参加活動への取り組みにつながるものと考えておりますが、制度化に当たっては、管理機関の確保、ポイントの使途方法、対象事業のあり方、管理運営にかかわる事業費の確保など、さまざまな問題及び課題があると考えております。

介護支援ボランティア制度ではありませんが、本市におけるボランティア活動の状況といたしましては、勝浦市ボランティアセンターが中心となってボランティア事業を実施しております。登録されておりますボランティアの団体は、平成22年3月末現在で16団体、322名、その他3名の登録があり、そのうち介護ボランティアとして活動しているのは1団体となっております。

ボランティア活動の内容であります。介護施設での清掃（ガラスふき）や、施設入所者のお話相手等の活動も行っております。

ボランティア活動は、介護保険料上昇の抑制につながる介護予防の促進、また地域に眠るマンパワーの引き出し等、大変重要なことと考えておりますが、介護保険事業としての介護保険ボランティア制度につきましては、介護保険に関心を持つきっかけになる、ボランティアへの参加を通じてやりがいを持つ、介護が必要な状態になるのを予防できる、介護給付金の減額にもつながるといった賛成意見がある一方で、さまざまな事情からボランティアに参加したくても参加できない高齢者もいることから、だれもが参加できるわけではなく、不公平である。本来ボランティア活動とは、無償のものであるといった意見もあるようであります。

また、この制度に取り組む自治体が全国的にまだ少ない状況であり、県内でも取り組む自治体がないといった現状にあることから、介護支援ボランティア制度の導入につきましては、県内及び近隣市町村の導入状況や先進地の導入効果や問題点などを調査し研究してまいりたいと考えております。

次に、レスパイトケア事業の取り組みについてのご質問であります。議員、ご指摘のとおり、介護者への支援は重要なことと認識いたしております。

当市においてレスパイトケア事業は確立していませんが、介護者が心身ともに休養がとれるよう、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所を定期的に利用できるよう、積極的に働きかけ、ケアプランに組み入れて対応しています。

また、高齢化に伴い、認知症の増加があり、認知症介護は経過も長く、症状も特有であることから、地域で生活する中での精神的ストレスは計り知れないものがあります。

その対応として、認知症相談窓口や治療医療機関の周知、地域住民が認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守ることで精神的ストレスの軽減が図れる地域づくりを目指して、認知症サポーター養成講座を開催しております。

また、介護者の日ごろのストレスを発散し、認知症介護の情報交換をする仲間づくりの認知症の方と家族の集いを行っています。

その他、経済的支援として、家族介護用品支給事業、介護保険利用者負担額助成事業、介護用品リサイクル事業等を行っています。

今後につきましても、介護者が気軽に集い、交流を図る場の提供や、家族の負担や不安を軽減したり、取り除けるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン及びヒブワクチン接種に係る公費助成についてのご質問ですが、子宮頸がんは、発がん性のヒトパピローマウイルスの持続的な感染が原因となって発症すると言われ、議員、ご指摘のとおり、日本では年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しているがんであるとされております。

国は、ワクチンを接種するなどにより子宮頸がんの発症数は約70%減少すると推計しております。

次に、ヒブワクチンですが、ヒブは、人に髄膜炎などの重症の感染症を引き起こす細菌であり、細菌性髄膜炎の3分の2はこの細菌が原因と言われ、5歳未満の人口10万当たり少なくとも8.6人から8.9人とされ、年間約600人が発症すると推計されております。ワクチンの効果は、議員、ご指摘のとおり、かなり高い免疫効果を得ることができると言われております。

今後は、ワクチン接種の有効性、安全性に関して、国、県、近隣市町村の動向及び勝浦市医師会の協力が必要不可欠でありますので、医師会と協議していきながら、子宮頸がんの若年層からの発生率の減少と乳幼児の細菌性髄膜炎の予防及び医療費の削減効果も含め、助成制度について検討してまいりたいと存じます。

次に、口蹄疫対策についてお答えいたします。口蹄疫は、口蹄疫ウイルスが原因で、牛、豚、ヤギ、イノシシ、鹿などの偶蹄類の動物がかかる伝染病で、発熱とともに、国の中やひづめのつけ根などに水膨れができる症状が見られ、死亡率は数%程度と低いものの、ウイルスの伝播力が非常に強いため、発症した家畜については蔓延防止のため、家畜伝染病予防法第16条の規定により、殺処分しなければならないことになっております。

千葉県の取り組みであります。宮崎県での口蹄疫発生を受け、夷隅・安房地区を管轄する千葉県南部家畜保健衛生所が畜産農家を訪問し、自主的な予防策を指導しているところであります。

口蹄疫の発生は絶対に食いとめなければなりませんので、市といたしましても畜産農家に対して、家畜伝染病の感染予防を注意・喚起する立て看板を配布するとともに、社団法人千葉県畜産協会が実施する口蹄疫発生予防緊急対策による補助事業を活用し、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための消石灰を逐次、畜産農家に配布しているところであります。

議員がおっしゃるとおり、勝浦市では9月に国民体育大会の馬術競技が開催されます。口蹄疫は馬には感染しないと言われておりますが、多くの選手や競技関係者が訪れますので、大会に支障のないよう、今後も十分、千葉県南部家畜保健衛生所など、関係機関と連携を図りながら、畜産農家への迅速な情報提供と防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で根本議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。それでは、先ほど答弁いただきまして、勝浦市においての老々介護の現状を伺いまして、かなり多いな、かなり厳しいなのというのが実感です。私のところにもそういった介護施設に入れないかというような話が来ますが、正規な手続を踏んでやってくださいという話をしております。でも、3年、4年待っているけど、一向にあかないということを伺っております。

2回目の質問ですが、今後の勝浦市の介護3施設、特養施設やグループホームの今後の整備目標を、勝浦市ではどういうふうに考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 西川介護健康課長。

○介護健康課長（西川一男君） お答えいたします。ただいまの質問にありました今後の介護3施設、グループホーム等の整備目標の関係でございますが、平成21年から平成23年度の第4期介護保険事業計画の中で、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設につきましては計画はありませんが、地域密着型サービスといたしまして、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護施設につきましては整備を進める予定となっております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。今回、第4期介護保険事業計画には地域密着型につきましては整備を進めるが、ほかのものについては計画はないということですが、先ほど前々段者も前段者もお話の中でありましたが、名木小学校にできる施設というものは、今現在、施設に対して申請を県のほうにしている。それは有料の老人ホームなのか、どういった施設なのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） お答えします。先ほど前段者の一般質問等で出ておりました名木小跡地の養護老人ホームにつきましては、広域型養護老人ホームということを伺っております。現老人福祉計画の中では、その枠組はございませんが、実際に予定されている事業につきましては、平成24年度開設を目指すということで、次期計画の中でとらえられるものと思いますので、もし計画が上がった場合には、前倒しのとらえ方で進めていく考えであります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 根本議員。

○6番（根本 譲君） 24時間、365日サポートするための在宅介護支援の強化のためにも、地域包括センターの役割の強化というのはかなり重要になるかと思いますが、その対応は一体どうなのか。また、その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の現状については、勝浦市はどういうふうに認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 西川介護健康課長。

○介護健康課長（西川一男君） お答えいたします。24時間対応の包括支援センターの役割の強化の関係でございますが、現状、包括支援センターにつきましては、3名の職員が配置されておりまして、現状では24時間対応は困難でございます。また、要支援1及び要支援2の方でマネジメントをしている方につきましては、休日、夜間の緊急時には市役所への連絡は可能となっております。

また、サービス事業者につきましても、休日、夜間の緊急時の対応は可能となっております。

また、認知症への対応につきましては、市内にあります地域包括支援センター以外の施設でございますが、認知症専門施設、グループホームで認知症につきましては24時間体制で相談が可能となっております。

また、緊急通報システムというサービスの利用につきましては、24時間、365日の緊急時の対応や相談が可能であります。このため、今後につきましても、高齢者が安心して生活できるよう、緊急通報システム等のサービス事業の拡充に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 根本議員。

○6番（根本 譲君） 先ほども言いましたが、我々公明党はこの介護施設を調査して、意見をまとめて、国に提出したところでありますが、その中で介護事業者に介護保険制度で見直しが必要な点ということを聞いたところ、60.5%が事務量の軽減とこたえていました。また、介護認定についてのあり方で意見が多かったのが、認定審査に時間がかかるが7割弱で最多を占めておりまして、煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化するとともに、要介護認定審査の簡略化、すぐに使える制度に転換することを我々は提言しておるのですが、そこで勝浦市における保険手続などの煩雑な事務処理の実態、時間がかかり過ぎる要介護認定審査の問題点と対応策についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 西川介護健康課長。

○介護健康課長（西川一男君） お答えいたします。介護認定の調査に時間がかかるということでございますけれども、介護認定につきましては、実態といいますか、介護を申請してから訪問調査、主治医の意見書、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で行っております審査会にかけまして介護度が決定されるわけでございますが、期間につきましては、申請してから介護度が決定されるまでの間、約30日かかっております。また、この対応策等についてでございますが、介護認定の審査期間につきましては、新規の申請者につきましては6カ月、更新者等につきましては1年となっておりますけれども、これにつきましては審査会の委員長判断で新規の方につきましては1年間、また、更新者につきましては状態の安定している方につきましては、介護の認定期間を2年間と延ばすことによりまして、介護認定の期間の延長等に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。介護のほうは、これで結構です。

次に、ワクチンの予防接種に関してお伺いいたします。3月議会でも私、取り上げたのですが、その答弁の中で、当時の介護健康課長が子宮頸がんにつきましては、若い人の検診が今のところゼロという形になっております。PR等しておるんですけれども、検診の内容が女性的なものでございますので、恥ずかしい点もございますので、若い人は検診が非常に少ないという形になっておりますという答弁であって、これは今後、また周知、PRをしていくというのでありますが、この子宮頸がんのワクチンに関しては、12歳ぐらいからやるのが非常に効き目があるというか、有効であるということをお先ほど話したと思いますが、その点について、十二、三歳となる小学校高学年、または中学生に対してのワクチン予防接種じゃなかろうかと思いますが、今後、勝浦市としてやらなくちゃいけない、他の市町村でも、既にこの近隣でやってい

るところもありますので、特に女性の病気でありますので、将来、子供が産めないだとか、そういったものを起こす可能性もありますので、勝浦市もやるべきだと思いますが、その点について、答弁をいただきたいと思います。これは教育長にお願いいたします。

○議長（板橋 甫君） 松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 議員ご指摘のように、その有効性については承知しておりますので、先ほどの市長答弁でも検討するということを述べておりますので、要望に沿うような形で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 根本議員。

○6番（根本 譲君） 私、議員になって3年たちまして、執行部の答弁の中で検討しますとか、近隣の市町村と協議してというのがありますが、そういったものはなかなかやってもらえないんだなど、最近、ようやくわかりました。

これは笑いごとじゃなくて重要なことだと思いますので、ぜひお願いしたい。当然、これに当たっては、お母さんたちにも十分説明しなくちゃならないと思いますので、決して勝浦がどこの市町村よりも遅いじゃなくて、1つぐらい先駆を切ってやるべきものがあってもいいんじゃないかなろうかと思っておりますので、その点についてもお願いしたいと思っております。

先ほど市長のほうから子宮頸がんのウイルスということで、なかなか言えなかったみたいなのですが、ヒトパピローマという菌でありまして、既に解明されております。しかも、がんになる前の状態、前がん病変という検診で発見されるらしいのです。この検診とそのワクチンで100%、子宮頸がんはなくなるというふうに聞いておりますので、その点についても、何とか教育長、また学校関係者の方に説明をしていただいて、実施する方向でお願いしたい。これは要望ですから、答弁は結構です。

それと、3月の議会で、今現在、県のほうで子宮頸がんのワクチンにつきましては余り普及されていないような形でございますということで答弁されてましたが、それから3カ月たちまして、夷隅郡市でもやっているところもできましたので、この点についても何とかお願いしたいと思っております。

それでは、口蹄疫について質問させていただきます。答弁の中でありましたけども、宮崎県が大変な事態であると。その原因というのが口蹄疫の場合わかってない。私の記憶では、牛のBSEにしても、鳥インフルエンザにしても大体の原因というのが、あくまでも国の憶測というか、報告書によりますと、鳥インフルエンザは野鳥だとか、そういったものからの感染である。BSEに関しては肉骨粉、そういった飼料が原因じゃなかろうかというのが、大体国の見解でありますけども、この口蹄疫に関しては原因が全くわからない。ただ、かなりの感染力があって、かなり厳しいだろうと。今朝のニュースでも都城市が新しくまた出たと。この感染経路ですが、人と車というのが広がる手段はみたいな形で報道されております。当然、これから国体に向けて各自治体、ほかの県から人が入ってくるわけですが、勝浦市も牛、豚を飼っている方に消石灰を配ります、看板を立てますということだけじゃなくて、そういった周知徹底はするべきと思われますが、この周知徹底の仕方はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。これは国体開催に対する周知徹底という質問だ

と思いますけども、これにつきましては感染の媒体といたしまして、通常ですと、ウイルスでするので、まず人ですと履物、長靴とか、あるいは靴の底について伝播する。また、車ですと、タイヤについたものが運ばれるというふうに言われております。今回の発生原因につきましても、議員おっしゃるとおり、特定はされておりましたが、4月20日に宮崎県で発見される前に、3月ごろに同様の症状が出ている水牛がいたということですが、宮崎県内の伝播につきましては、新聞等によりますと車での伝播、タイヤについたもので各畜産農家に運ばれたんじゃないかと見られておりますが、正式な見解ではございません。

勝浦市につきましては、これは国体を迎えるに当たりまして、具体的に県のほうからもまだどのような防疫体制を組むようにという指示はございませんけども、今後、先ほど市長答弁で申し上げましたように、馬には感染しないと言われておりますが、当然、口蹄疫が発生しますと各畜産農家はもちろんですけども、市を挙げて防疫体制に取り組まなくちゃいけないということになりますので、この辺につきましては、今後、県とも十分協議しながら、万全の体制で臨んでいきたいと考えております。以上です。

- 議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本議員。
- 6番（根本 譲君） ありがとうございます。これで私の質問は終わります。
- 議長（板橋 甫君） これをもって根本議員の一般質問を終わります。

散 会

- 議長（板橋 甫君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
- 6月11日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
- 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時13分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問